

はじめに.....	3
I 調査概要.....	4
1. 調査の目的.....	4
2. 調査方法.....	4
3. 調査内容.....	4
4. 調査対象者.....	4
5. 調査実施日.....	4
6. 調査配布・回収率(数).....	4
7. 調査実施主体.....	5
8. 研究者一覧.....	5
9. 大阪府内全自治体のデータ統合時の扱い.....	6
II 調査結果.....	7
A. 小中学生・保護者調査報告書.....	7
1. 回答者の属性.....	7
(1) 小学生・中学生.....	7
(2) 保護者.....	9
2. 単純集計.....	10
(1) 所得.....	10
(2) 生活環境.....	41
(3) 教育環境.....	95
(4) 社会環境.....	103
3. クロス集計および分析結果.....	121
3-1. 基本情報.....	121
(1) 経済状況.....	121
(2) 家庭状況(制度等).....	142
3-2. 雇用.....	190
3-3. 健康.....	199
3-4. 家庭生活・学習.....	230
3-5. 対人関係.....	312
B. 5歳児保護者調査報告書.....	341
1. 回答者の属性.....	341
2. 単純集計.....	341
(1) 経済状況.....	341
(2) 生活環境.....	353
(3) 教育環境.....	375
(4) 社会環境.....	377

3. クロス集計および分析結果.....	383
3-1. 基本情報.....	383
(1) 経済状況.....	383
(2) 家庭状況（制度等）.....	396
3-2. 雇用.....	435
3-3. 健康.....	446
3-4. 家庭生活・学習.....	470
3-5. 対人関係.....	501
Ⅲ. 課題と方向性.....	504
1) 経済的資本の欠如.....	506
2) ヒューマン・キャピタルの欠如.....	508
3) ソーシャル・キャピタルの欠如.....	510
4) 政策的課題のまとめ.....	511
Ⅳ 資料編.....	515

はじめに

子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、第 183 回国会において成立し、2014 年 1 月に施行された。これを受けて、政府が定めるべき大綱について、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者等の関係者の意見を聴取し、その案の作成に資するため、子どもの貧困対策に関する検討会が立ち上がり、2014 年 8 月「子供の貧困対策に関する大綱」が出された。「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成、子供に視点を置いた切れ目のない施策の実施、子供の貧困の実態を踏まえた対策の推進、子供の貧困に関する指標を設定しその改善に向けて取り組む」など 4 点を中心に方針が明記され、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援が打ち出された。学校を中心にした施策として、学校プラットフォームという言葉も打ち出された。同時に、世間でもかなり話題になり、子どもの貧困が広く知られ社会問題化されつつある。

これらの政府の動きを受けて、各自治体において子どもの貧困対策が議論され、すでに各自治体によってさまざまな方策が打ち出され始めている。大阪では、大阪府内の自治体で共同して実施をすることを大阪府が呼びかけ、大阪府立大学と協働して、別途予算化した大阪市と府内 12 自治体、そして残りの府内 30 自治体を網羅する形で大阪府が調査実施した。調査受託機関である大阪府立大学においても、この調査を進める当初の説明会から、各自治体からの調査票への意見、結果分析への意見を聞き、調整のための会議を複数回開催し、このプロセスに自治体も共同して進めてきた。調査票については、すでに実施した自治体がホームページに挙げている調査票等を参考に議論した*。府内をすべて網羅したこと、同じ調査で実施したことの意味は、各自治体がばらばらに実施し結果を見せても共通の指標にならず、この数値がどうなのか、意味があるのか、よくわからない実態も少なくない。共同実施してきたことの意味は大きい。

このプロセスの当初の調査設計のための会議も複数回開催し、子どもの貧困については以下の考えを明確化した。現在、多く用いられている相対的貧困率は、その国の貧困線未満の所得で暮らす相対的貧困の 17 歳以下の子どもの存在および生活状況を指している。OECD や厚生労働省調査の貧困率には等価可処分所得の中央値の 50%が使用されているが、絶対的なものではなく、EU、ユニセフ（ただし、常に 60%基準採用ではない）は公式の貧困基準のひとつに中央値の 60%を使用している。その意味でも 60%のラインも見えるように困窮度に分けて検討することにした。

子どもの相対的貧困率については、発表主体、統計利用データ年次によって変動する。その理解の上で、内容的には、タウンゼントの定義を元に Child Poverty Action Group (CPAG) が示している、①所得や資産など経済的な資本 (capital) の欠如、②健康や教育など人的資本 (human capital) の欠如、③つながりやネットワークなど社会関係資本 (social capital) の欠如、の 3 つの資本の欠如を基本的な枠組みとしてとらえることとした。日本では、貧困を「飢え」や「住宅の欠如」など「絶対的貧困」レベルで理解する傾向があるが、国際的には、貧困は相対的に把握されるべきものと理解されており、本調査もこの立場に立って把握しようとしたものである。

※○足立区子どもの健康・生活実態調査

- 阿部彩・埋橋孝文・矢野裕俊（2014）「大阪子ども調査 結果の概要」文部科学省科学研究費補助金「貧困に対する子どものコンピテンシーをはぐくむ福祉・教育プログラム開発 報告書」（研究代表者：埋橋孝文）
- 横浜市子どものいる世帯の生活状況等に関する調査
- 横浜市子ども・若者のいる世帯の生活状況及び就業に関する調査

I 調査概要

1. 調査の目的

子どもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されことなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、行政が的確な施策を行うため、大阪府との共同実施にて大阪市内の子どもたちの生活実態等の調査によって現状を把握し、得られた結果から今後の施策を検討することを目的とする。

2. 調査方法

大阪市内の調査対象の世帯に、学校・園・保育所を通じて調査票を配付し、回収を得たもの。

3. 調査内容

巻末の調査票参照

4. 調査対象者

大阪市立小学校 5 年生の全児童とその保護者（18,098 世帯）

大阪市立中学校 2 年生の全生徒とその保護者（17,984 世帯）

※平成 28 年 4 月 1 日に大阪市から大阪府へ移管された特別支援学校の児童・生徒とその保護者を含む

大阪市内認定こども園、幼稚園、保育所の全 5 歳児の保護者（19,694 世帯）

※大阪市内の一部認可外施設の保護者を含む

5. 調査実施日

大阪市：平成 28 年 6 月 27 日～平成 28 年 7 月 14 日

大阪府内全自治体：平成 28 年 6 月 27 日～平成 28 年 9 月 30 日

6. 調査配布・回収率(数)

表 1. 調査票の回収状況

	種類	回収率(%)	回収数	配布数
大阪市	小学 5 年生	80.3	14,526	18,098
	小学 5 年生の保護者	80.3	14,531	18,098
	中学 2 年生	74.2	13,342	17,984
	中学 2 年生の保護者	74.2	13,351	17,984
	学年不明 子ども		8	
	学年不明 保護者		38	
	小学 5 年生・中学 2 年生合計	77.3	27,876	36,082
	小学 5 年生保護者・ 中学 2 年生保護者合計	77.4	27,920	36,082
	5 歳児の保護者	74.8	14,736	19,694
	計	76.8	70,532	91,858

大阪府内全自治体回収状況：配布・回収方法別

		回収率(%)	回収数	配布数
学校配布学校回収	小学5年生	81.3	20,008	24,598
	小学5年生の保護者	80.5	19,790	24,598
	中学2年生	73.3	18,265	24,931
	中学2年生の保護者	72.1	17,979	24,931
	小学5年生・中学2年生合計	77.3	38,281	49,529
	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計	76.3	37,807	49,529
学校配布郵送回収	小学5年生	48.2	3,789	7,864
	小学5年生の保護者	48.2	3,793	7,864
	中学2年生	39.0	2,891	7,407
	中学2年生の保護者	39.2	2,907	7,407
	小学5年生・中学2年生合計	43.7	6,680	15,271
	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計	43.9	6,700	15,271
郵送配布郵送回収	小学5年生	35.7	2,743	7,675
	小学5年生の保護者	35.9	2,759	7,675
	中学2年生	31.4	2,402	7,655
	中学2年生の保護者	31.8	2,437	7,655
	小学5年生・中学2年生合計	33.6	5,145	15,330
	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者合計	33.9	5,196	15,330
計		62.3	99,809	160,260

※学校配布学校回収小学5年生・中学2年生合計・小学5年生保護者・中学2年生保護者合計の数値については、学年不明分を含んだものとなっている（子ども8件、保護者38件）。

なお、未就学児童の保護者を対象とした調査も大阪府内の4自治体において実施した（大阪市を含む）。さらに1自治体では、小5・中2以外の学年の児童とその保護者を対象とした調査も実施した。これらの合計配布数は、24,216、回収数は18,001、回収率74.3%であった。

7. 調査実施主体

大阪市

調査研究業務受託者

公立大学法人 大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科

8. 研究者一覧

担当者 公立大学法人大阪府立大学大学院 人間社会システム科学研究科

教授 山野 則子（業務責任者）

准教授 嵯峨 嘉子

特認助教 駒田 安紀

協力者 公立大学法人大阪市立大学大学院 生活科学研究科

教授 所 道彦

研究補助者 大阪府立大学研究員 小林 智之 山下 剛徳

大阪府立大学大学院 加藤 暁子 太田 祥貴 孫 応霞 藤岡 佳

大阪府立大学地域保健学域 教育福祉学類 鈴木 建太郎 住田 博子

土家 彩香 石田 まり 後藤 恵 西浦 祐樹 鈴木 円香

同志社大学大学院 心理学研究科 博士前期課程 久禮 まゆ

大阪市立大学大学院 生活科学研究科 後期博士課程 松溪 智恵

9. 大阪府内全自治体のデータ統合時の扱い

本報告書においては、大阪市都島区と大阪市 24 区、および大阪府内全自治体をそれぞれ掲載している。大阪市（都島区を含む）のデータについては既に「Ⅰ. 調査方法 2～9」で述べた方法で収集したものである。大阪府内全自治体については、大阪府 30 市町村のデータに「2. 調査方法」で列記した共同実施 13 市町のデータを統合したものである。これら全自治体においては、小学生・中学生 27 問、保護者 28 問をそれぞれ共通設問として調査項目を設計し、全体を統合して扱うあるいは比較することが可能なものとした。なお、一部の市においては、これらの共通設問とは別途把握したい内容がある場合に限り、追加で 1～2 問の独自設問を設けている。

調査の結果、府と他共同実施 13 市町との間で回収率や回収数に差が生じた。府では、予めサンプリングした対象 8,000 件への配布を行いその約 30%～35%からの回収となったのに対し、他共同実施市ではほとんどの市が全数配布の結果、高いところでは 90%を超える回収率となっている。このため、自治体間で回収率あるいはサンプルサイズの補正を行うか否かについて検討し、補正は行わないとの結論に達した。

1 点目の理由としては、今回の調査では調査票配布の方法に郵送配布と学校配布の 2 種類があり、いずれを用いるかは自治体の状況に基づいて決定された。配布方法が異なることで回収率に差が生じることは避けられないものであった。

2 点目の理由としては、このような状況に対して、例えば回収率の高かった自治体についてデータの再サンプリングなどの方法を用いて削減を行うことも意見が出された。しかし、その場合、どのような基準で選択するのかが恣意的になってしまうこと、削減後の結果を提示した場合、施策を提言するための貴重な調査結果であるにもかかわらずその一部が掬い取られないことになり、全数調査をした市においては意義が失われてしまう。

このような理由から、大阪府内全自治体のデータは回収したデータをすべて統合したものとなっている。

本報告書では、「大阪市都島区」、「大阪市 24 区」、「大阪府内全自治体」のグラフを掲載しているため、このように書き分けて論じていく。

なお、報告書においてはパーセンテージを用いて記述し、議論を進める。この中で、パーセンテージで示される数値同士の加・減・除を行う（合計する・差を把握する・何倍かに着目する）ことがあるが、実際に示された数値で算出しても結果が異なることがある。これは、示されている数値は小数第二位以下を四捨五入しているものであり、算出には四捨五入前の厳密な数値を用いていることによるものである。

Ⅱ 調査結果

A. 小中学生・保護者調査報告書

1. 回答者の属性

(1) 小学生・中学生

子ども-1. 学年

あなたは小学生ですか、それとも中学生ですか。(あてはまる番号1つに○をつけてください。)

大阪市都島区では、1110名が有効サンプルで、内訳として「小学5年生」が624名で56.2%、「中学2年生」が486名で43.8%であった。

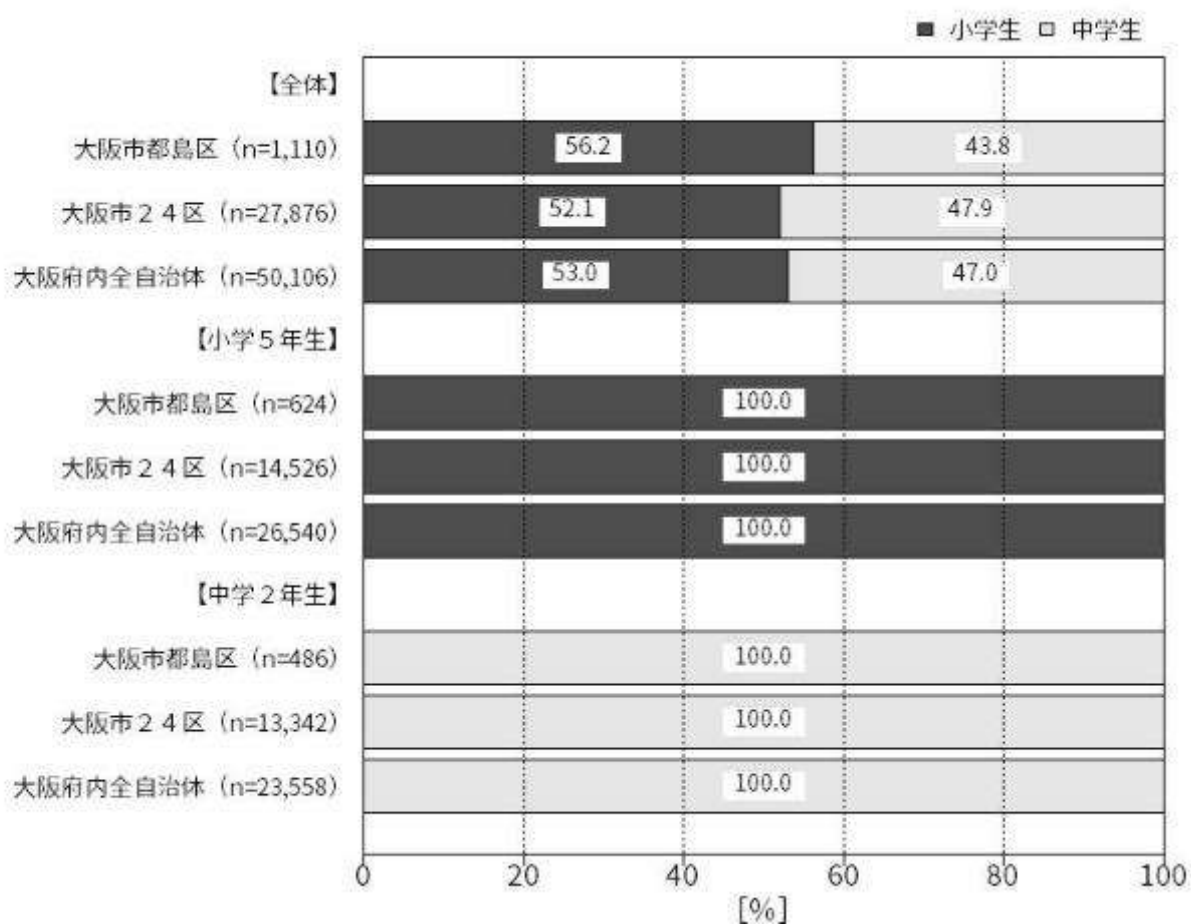


図 1. 学年

子ども-28. 性別

あなたの 性別をえらんでください。(あてはまる番号 1 つに○をつけてください。)

大阪市都島区の全体では、「男子」が 48.1%、「女子」が 48.8%、「その他」が該当なし、「答えたくない」が 1.6%、「無回答」が 1.4%であった。

小学 5 年生では、「男子」が 47.9%、「女子」が 49.0%、「その他」が該当なし、「答えたくない」が 1.4%、「無回答」が 1.6%であった。

中学 2 年生では、「男子」が 48.4%、「女子」が 48.6%、「その他」が該当なし、「答えたくない」が 1.9%、「無回答」が 1.2%であった。

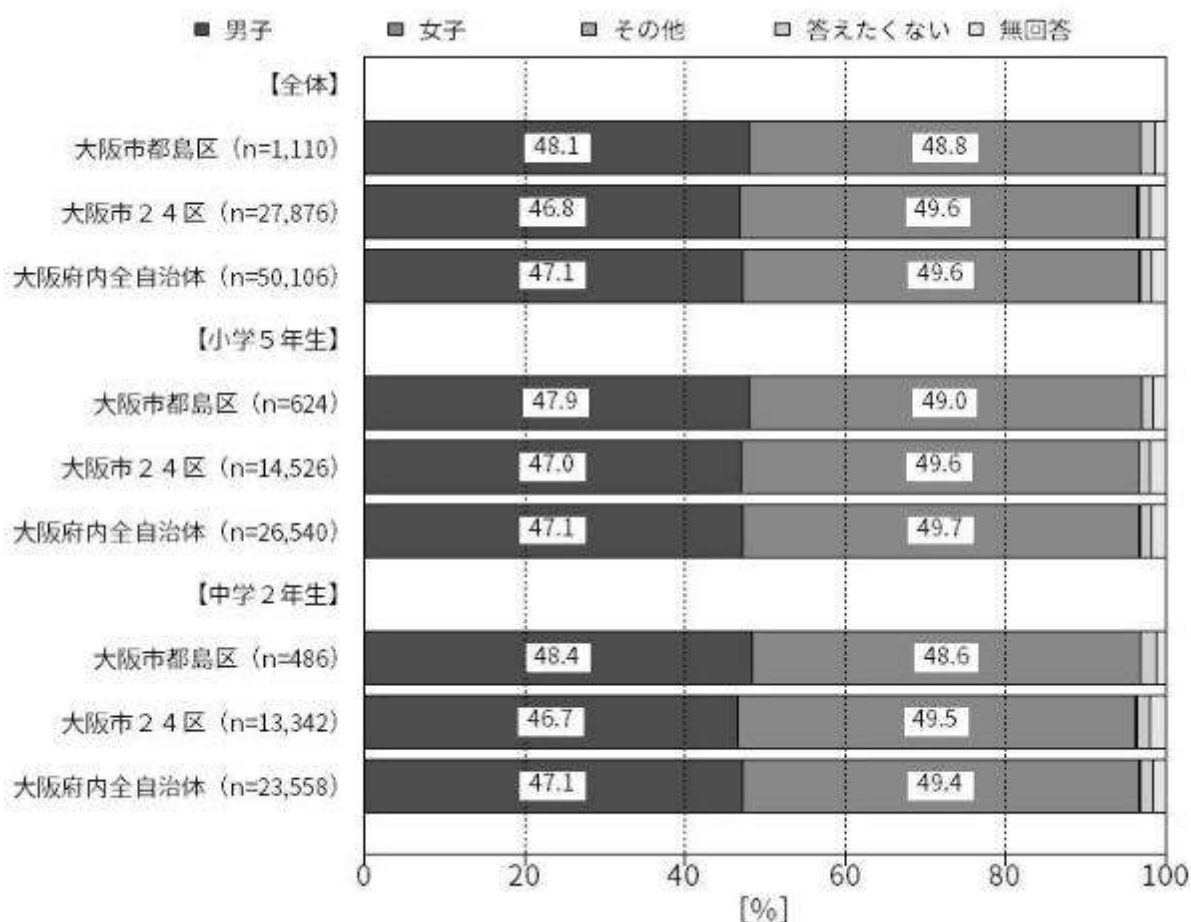


図 2. 子ども性別

(2) 保護者

保護者-1. 回答者の続柄

この調査に回答いただいている方におたずねします。 お子さんとあなたの続柄について教えてください。（あてはまる番号すべてに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「お母さん」が84.0%、「お父さん」が6.8%、「おばあさん・おじいさん」が0.5%、「おじ、おばなど親戚」が該当なし、「施設職員・ファミリーホーム・里親」が該当なし、「その他の人」が0.1%、「無回答」が8.7%であった。

小学5年生の保護者では、「お母さん」が85.3%、「お父さん」が5.9%、「おばあさん・おじいさん」が0.5%、「おじ、おばなど親戚」が該当なし、「施設職員・ファミリーホーム・里親」が該当なし、「その他の人」が該当なし、「無回答」が8.3%であった。

中学2年生の保護者では、「お母さん」が82.3%、「お父さん」が7.8%、「おばあさん・おじいさん」が0.4%、「おじ、おばなど親戚」が該当なし、「施設職員・ファミリーホーム・里親」が該当なし、「その他の人」が0.2%、「無回答」が9.3%であった。

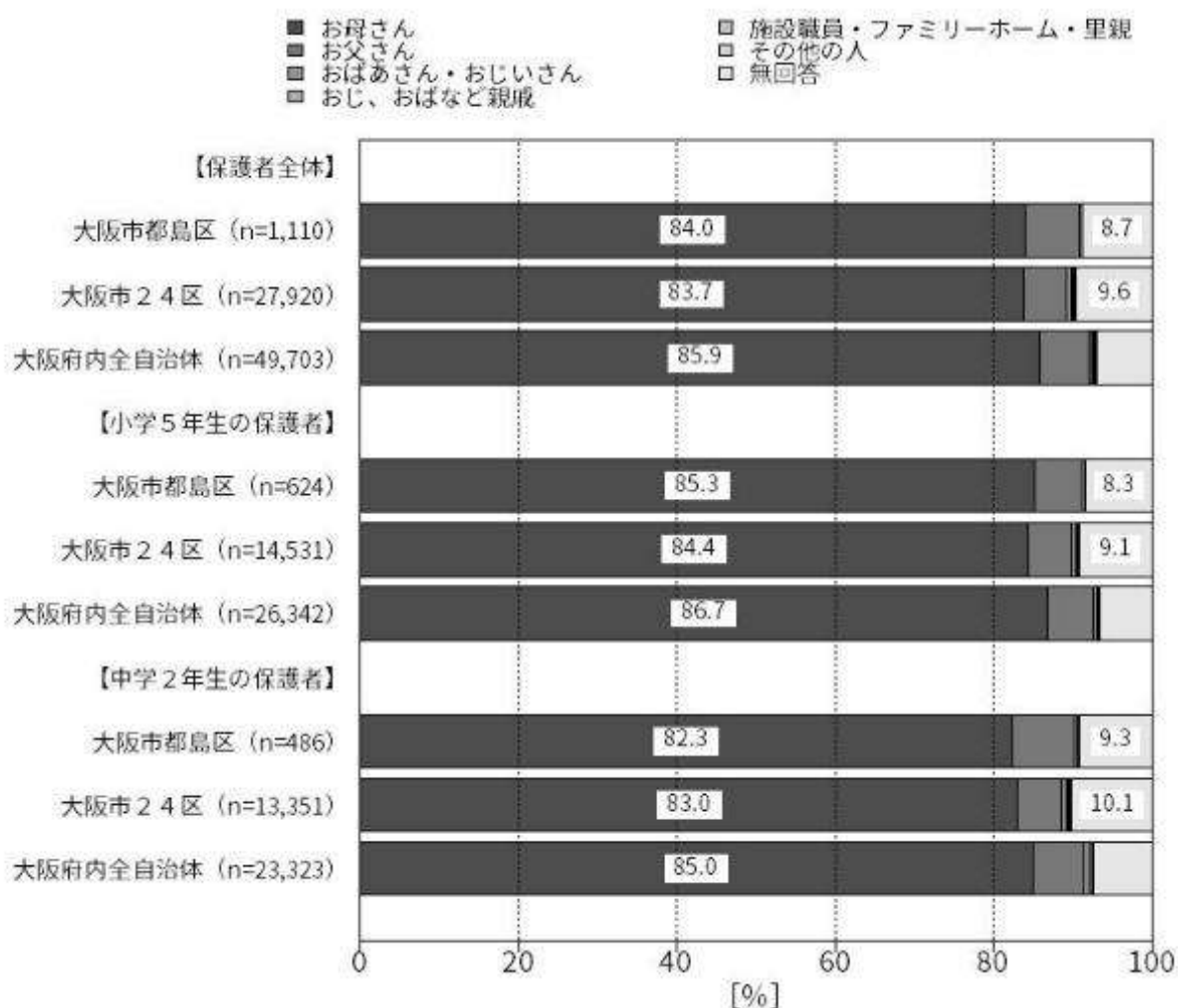


図 3. 回答者の続柄

2. 単純集計

(1) 所得

保護者-30-4. 世帯収入額

前年(2015 年)の1年間のあなたの世帯の収入の合計額は、およそいくらでしたか。(あてはまる番号1つに○をつけてください。)※収入には、働いて得た給料だけでなく、株式配当や副収入を含めて合計してください。税金や社会保険料を払ったあとの額でお答えください。※また、公的な援助手当てや養育費・仕送りを含んだ額でお答えください。

大阪市都島区の保護者全体では、「無回答」が7.4%、「500～550万円未満」が7.3%、「550～600万円未満」が6.8%、「わからない」が6.8%、「300～350万円未満」が6.4%の順に高くなっている。

小学5年生の保護者では、「無回答」が7.7%、「550～600万円未満」が7.1%、「450～500万円未満」が6.7%、「わからない」が6.7%、「500～550万円未満」が6.6%の順に高くなっている。

中学2年生の保護者では、「500～550万円未満」が8.2%、「わからない」が7.0%、「無回答」が7.0%、「300～350万円未満」が6.4%、「550～600万円未満」が6.4%の順に高くなっている。

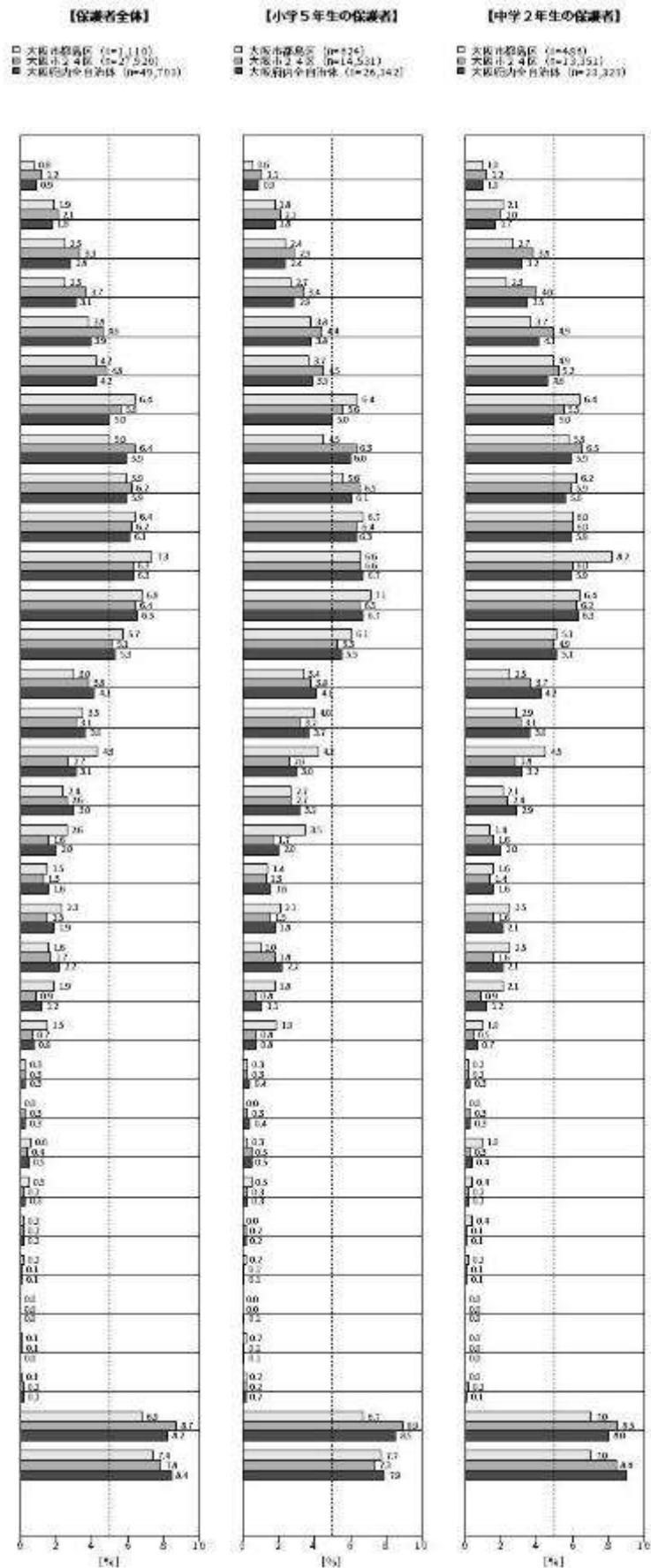


図 4. 世帯収入額

世帯収入額と世帯人数に基づく等価可処分所得

今回の調査において世帯所得をたずねているが、この回答のみで世帯の困窮の状態を測ることはできない。実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得」およびそれらを基に区分した「困窮度」を用いている。

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいう。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいう。算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づく（EUは60%を採用している）。

世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員数に影響されるので、世帯人員数で調整する必要がある。最も簡単なのは「世帯の可処分所得÷世帯人員数」とすることであるが、生活水準を考えた場合、世帯人員数が少ない方が生活コストが割高になることを考慮する必要がある、このため、世帯人員数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いている。

出典：厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21_子ども-01.pdf

	等価可処分所得最大
	値
中央値以上	中央値
困窮度Ⅲ	(端から数えて真ん中に位置する値)
困窮度Ⅱ	中央値の60%のライン
困窮度Ⅰ	中央値の50%のライン
	等価可処分所得最小
	値

図 5. 困窮度の分類と基準

等価可処分所得に基づく困窮度の分類

表 2. 大阪市困窮度別人数

困窮度分類	人数	%
中央値以上	11,456	50.0
困窮度Ⅲ	6,430	28.1
困窮度Ⅱ	1,515	6.6
困窮度Ⅰ	3,490	15.2
合計	22,891	100.0

中央値は238万円、国の定める基準で行くと相対的貧困率は15.2%であった。

なお、大阪府内全自治体における相対的貧困率は14.9%であ

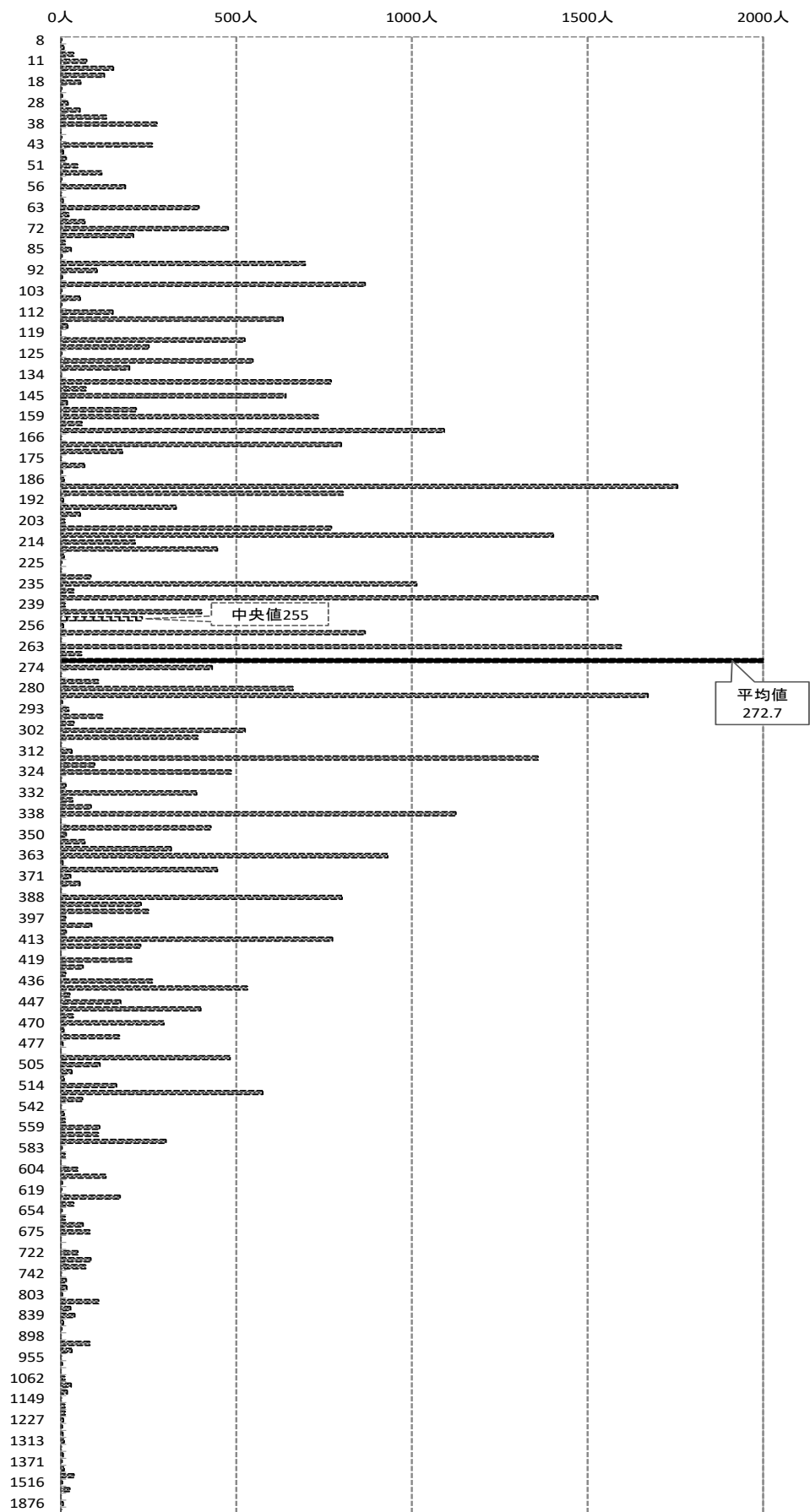


図 6. 大阪府内全自治体における等価可処分所得の分布

保護者-7. 経済的な理由による経験

あなたの世帯では、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。おおむね半年の間でお考えください。（あてはまる番号すべてに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「趣味やレジャーの出費を減らした」が 41.3%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が 40.0%、「食費を切りつめた」が 39.2%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」が 30.0%、「冷暖房の使用を控えた」が 28.5%の順に高くなっている。

小学5年生の保護者では、「趣味やレジャーの出費を減らした」が 40.1%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が 39.4%、「食費を切りつめた」が 38.6%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」が 31.1%、「冷暖房の使用を控えた」が 29.0%の順に高くなっている。

中学2年生の保護者では、「趣味やレジャーの出費を減らした」が 42.8%、「新しい衣服・靴を買うのを控えた」が 40.7%、「食費を切りつめた」が 39.9%、「理髪店・美容院に行く回数を減らした」が 28.6%、「冷暖房の使用を控えた」が 27.8%の順に高くなっている。

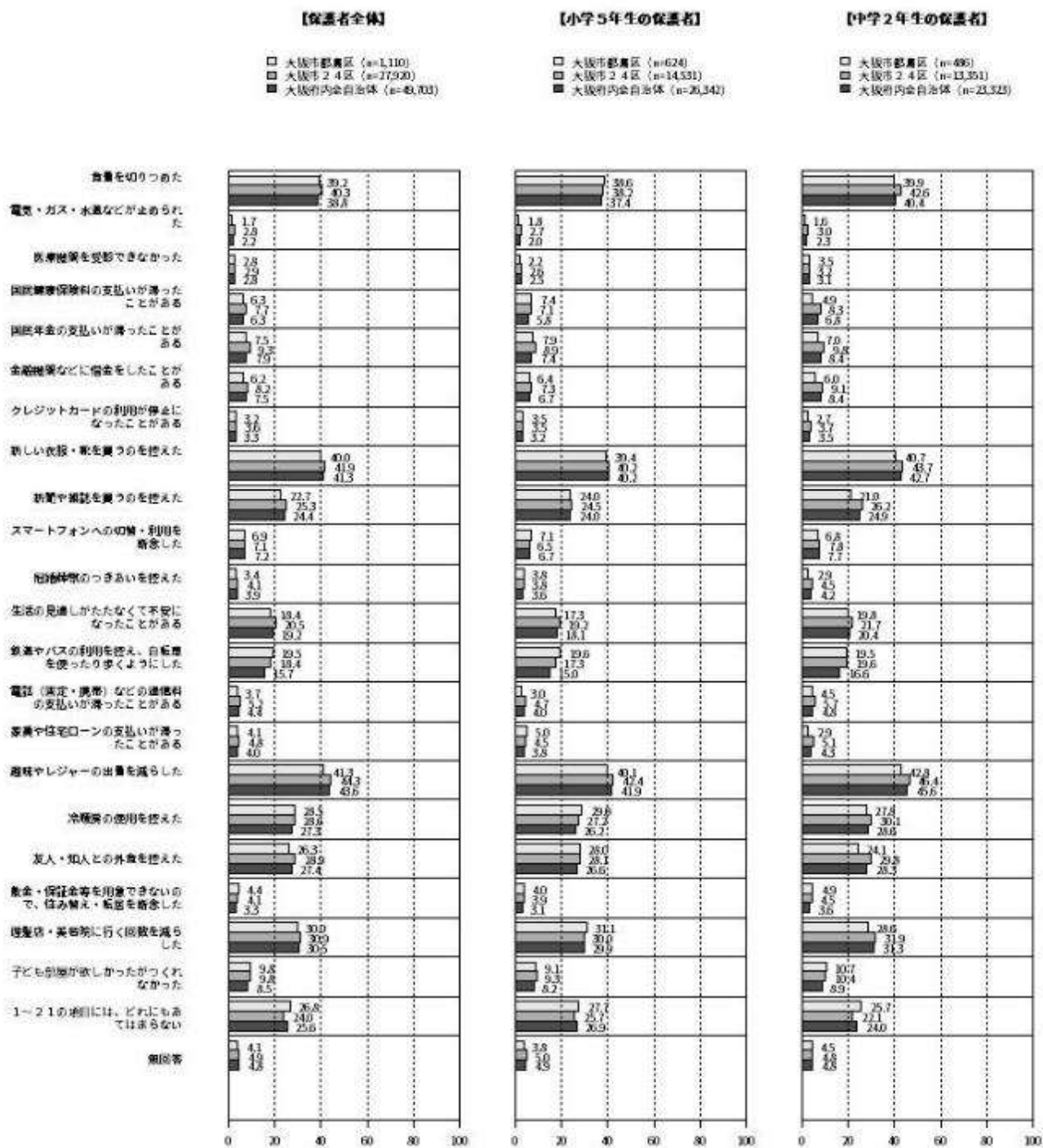


図 7. 経済的な理由による経験

保護者-13. 子どもへの経済的な理由による経験

あなたの世帯では、経済的な理由で、次のような経験をされたことがありますか。（おおむね1年の間でお考えください。）（あてはまる番号すべてに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「1～14の項目には、どれにもあてはまらない」が55.6%、「家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった」が19.0%、「無回答」が17.8%、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」が10.5%、「子どもを習い事に通わすことができなかった」が10.2%の順に高くなっている。

小学5年生の保護者では、「1～14の項目には、どれにもあてはまらない」が58.5%、「無回答」が17.8%、「家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった」が16.3%、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」が10.3%、「子どもを習い事に通わすことができなかった」が9.9%の順に高くなっている。

中学2年生の保護者では、「1～14の項目には、どれにもあてはまらない」が51.9%、「家族旅行（テーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった」が22.4%、「無回答」が17.9%、「子どもにおこづかいを渡すことができなかった」が11.5%、「子どもを学習塾に通わすことができなかった」が10.9%の順に高くなっている。

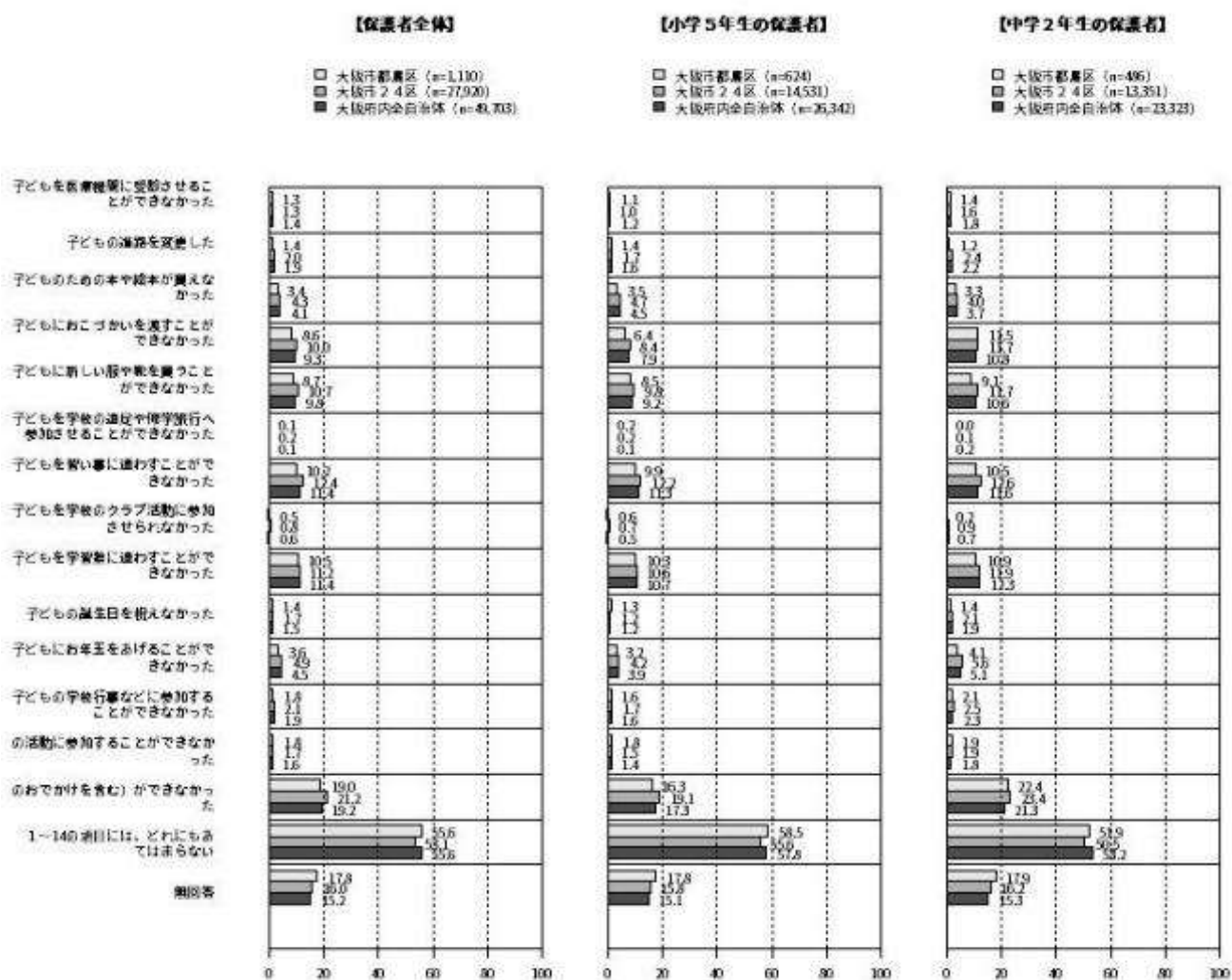


図 8. 子どもへの経済的な理由による経験

子ども-25. 持っているもの、使うことができるもの

あなたが、持っているものや、あなたが使うことができるものを選んでください。(あてはまる番号すべてに○をつけてください)

大阪市都島区の全体では、「自転車」が93.3%、「ゲーム機」が84.4%、「テレビ」が80.4%、「マンガ・雑誌」が75.8%、「運動用具（ボール・ラケットなど）」が74.3%の順に高くなっている。

小学5年生では、「自転車」が93.4%、「ゲーム機」が86.2%、「テレビ」が80.0%、「運動用具（ボール・ラケットなど）」が74.5%、「マンガ・雑誌」が73.4%の順に高くなっている。

中学2年生では、「自転車」が93.2%、「ゲーム機」が82.1%、「テレビ」が80.9%、「マンガ・雑誌」が78.8%、「スマートフォン・タブレット機器（通話等アプリ（ライン）やツイッター、フェイスブックなどできるもの）」が75.7%の順に高くなっている。

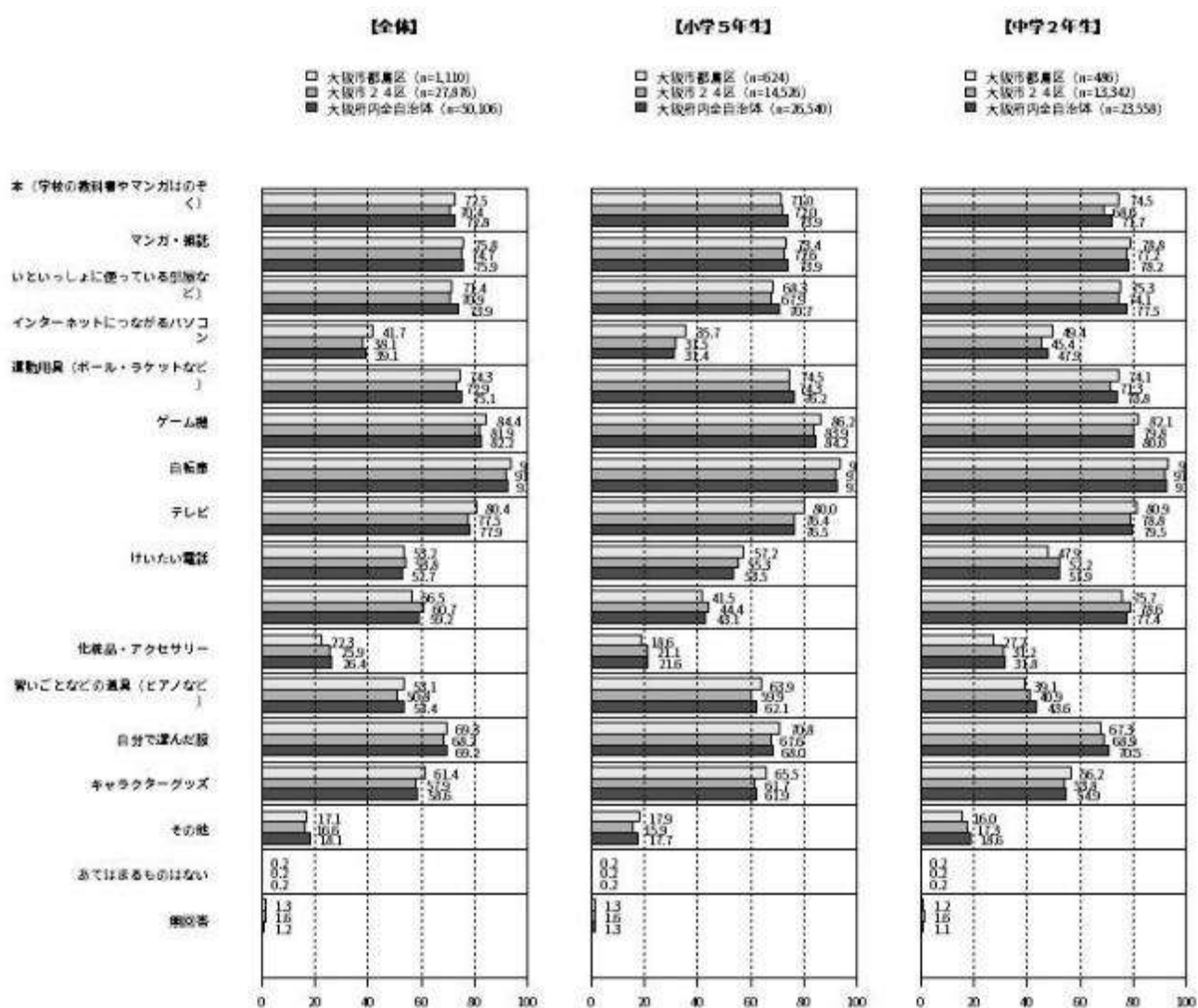


図 9. 持っているもの、使うことができるもの

保護者-6-1. 家計状況

前年(2015年)の1年間のあなたの家計の状況について、あてはまる番号1つに○をつけてください

大阪市都島区の保護者全体では、「貯蓄ができている」が34.7%、「赤字でもなく黒字でもない」が34.0%、「赤字である」が24.1%、「わからない」が5.9%、「無回答」が1.3%であった。

小学5年生の保護者では、「貯蓄ができている」が38.1%、「赤字でもなく黒字でもない」が31.4%、「赤字である」が23.7%、「わからない」が5.8%、「無回答」が1.0%であった。

中学2年生の保護者では、「貯蓄ができている」が30.2%、「赤字でもなく黒字でもない」が37.2%、「赤字である」が24.7%、「わからない」が6.2%、「無回答」が1.6%であった。

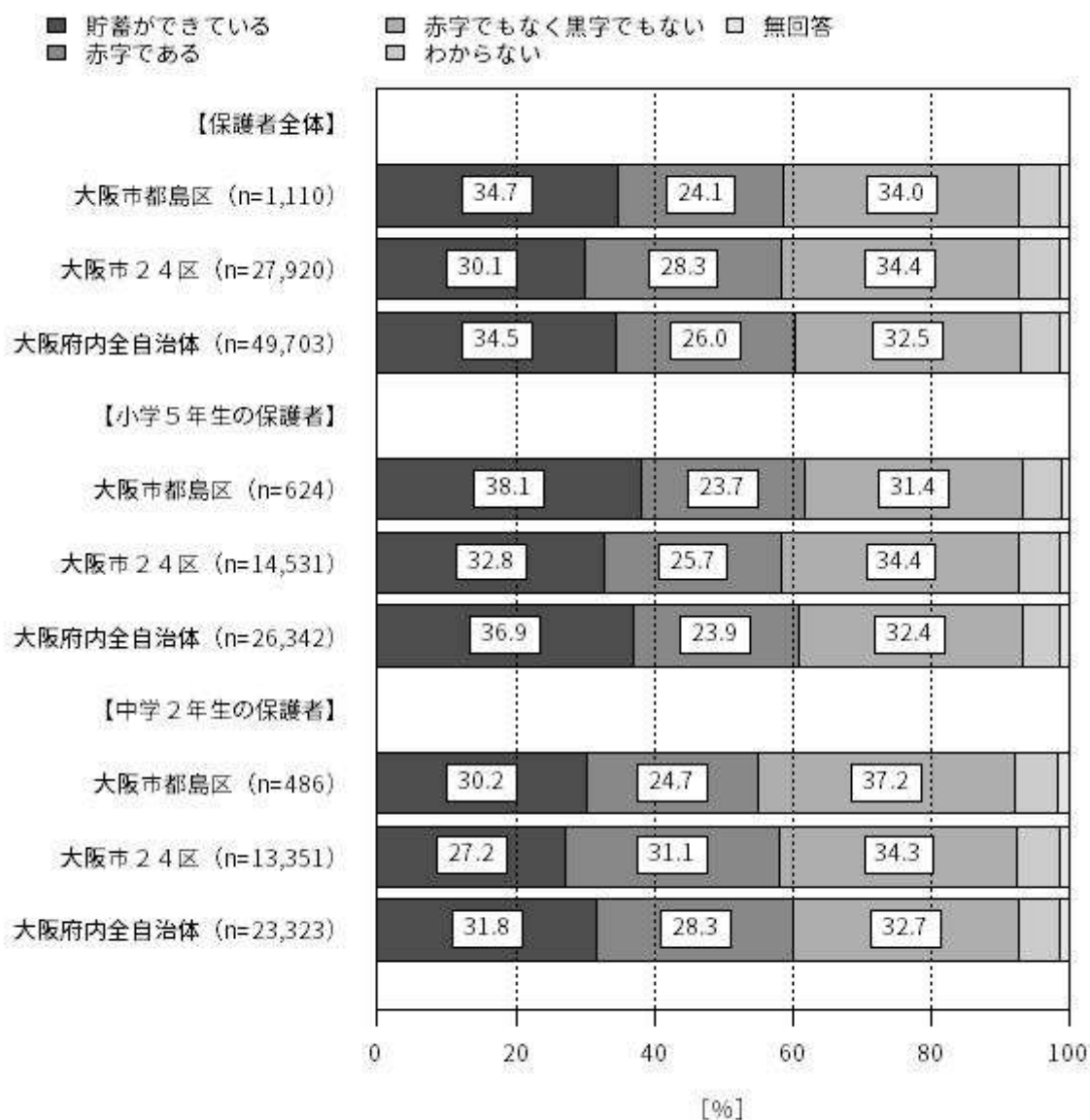


図 10. 家計状況

保護者-6-2. 赤字の場合の対処

問6（1）で「2. 赤字である」と答えた方におたずねします。赤字の場合はどのようにしていますか。（あてはまる番号1つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「貯金預金のとりくずし」が63.4%、「親や親族などからの仕送り」が9.0%、「金融機関等からの借入」が17.9%、「その他」が9.3%、「無回答」が0.4%であった。

小学5年生の保護者では、「貯金預金のとりくずし」が64.2%、「親や親族などからの仕送り」が10.1%、「金融機関等からの借入」が17.6%、「その他」が9.3%、「無回答」が0.7%であった。

中学2年生の保護者では、「貯金預金のとりくずし」が62.5%、「親や親族などからの仕送り」が7.5%、「金融機関等からの借入」が18.3%、「その他」が11.7%、「無回答」が該当なしである。

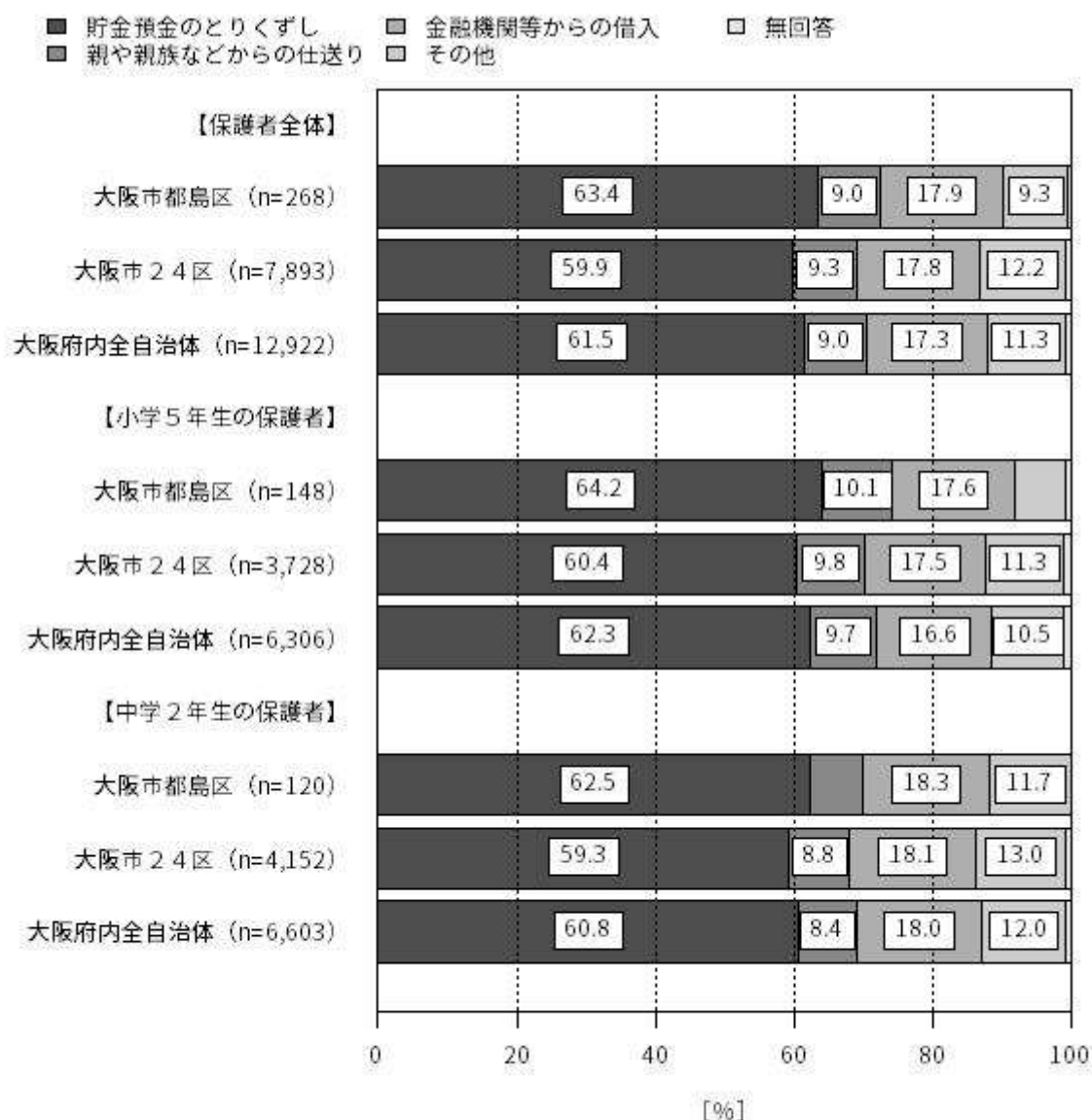


図 11. 赤字の場合の対処

保護者-6-3. 子どものための貯蓄

(3) お子さんの将来のために貯蓄をしていますか。(あてはまる番号 1 つに○をつけてください)

大阪市都島区の保護者全体では、「貯蓄をしている」が 60.7%、「貯蓄をしたいが、できていない」が 37.9%、「貯蓄をするつもりはない」が 0.4%、「無回答」が 1.0%であった。

小学 5 年生の保護者では、「貯蓄をしている」が 62.3%、「貯蓄をしたいが、できていない」が 36.2%、「貯蓄をするつもりはない」が 0.3%、「無回答」が 1.1%であった。

中学 2 年生の保護者では、「貯蓄をしている」が 58.6%、「貯蓄をしたいが、できていない」が 40.1%、「貯蓄をするつもりはない」が 0.4%、「無回答」が 0.8%であった。

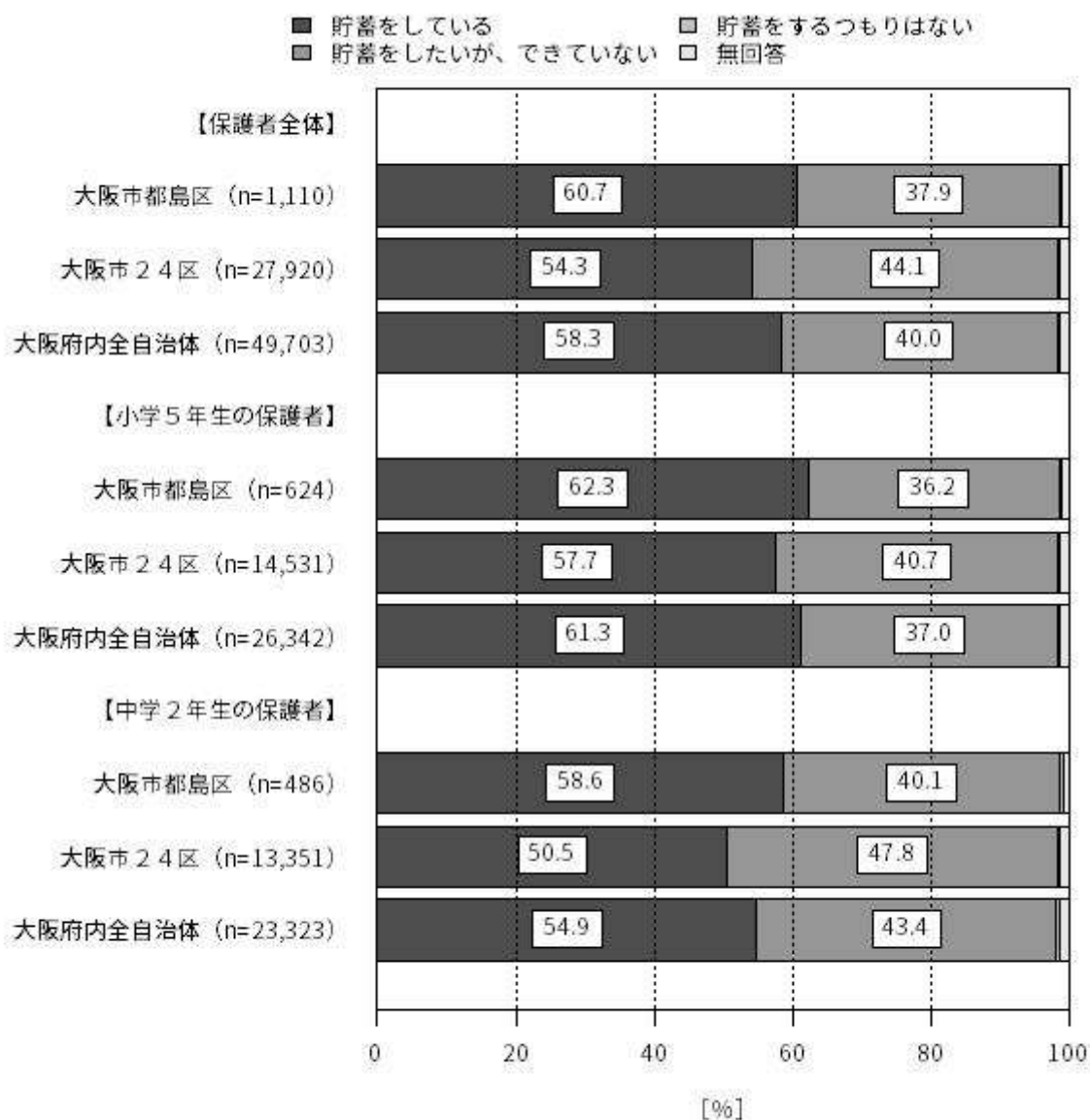


図 12. 子どものための貯蓄

保護者-30-3-1. 児童手当

(3) ① 児童手当（あてはまる番号 1 つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「受けている」が 87.4%、「受けたことがある」が 1.7%、「受けたことはない」が 4.8%、「無回答」が 6.1%であった。

小学 5 年生の保護者では、「受けている」が 88.0%、「受けたことがある」が 1.4%、「受けたことはない」が 4.5%、「無回答」が 6.1%であった。

中学 2 年生の保護者では、「受けている」が 86.6%、「受けたことがある」が 2.1%、「受けたことはない」が 5.1%、「無回答」が 6.2%であった。

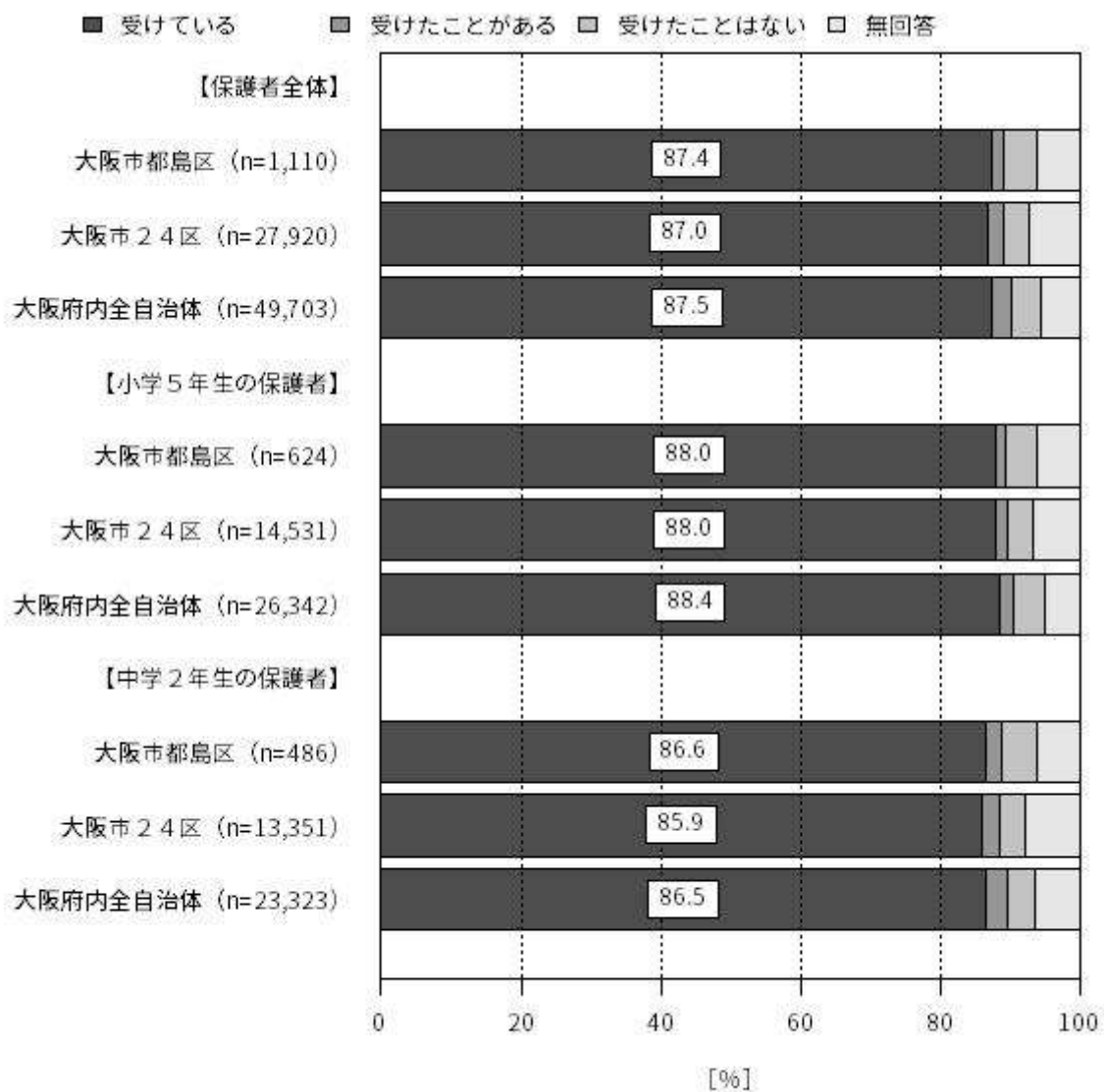


図 13. 児童手当

保護者-30-3-2. 就学援助費

(3) ② 就学援助費（あてはまる番号 1 つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「受けている」が 13.5%、「受けたことがある」が 6.6%、「受けたことはない」が 51.8%、「無回答」が 28.1%であった。

小学 5 年生の保護者では、「受けている」が 11.7%、「受けたことがある」が 6.6%、「受けたことはない」が 52.7%、「無回答」が 29.0%であった。

中学 2 年生の保護者では、「受けている」が 15.8%、「受けたことがある」が 6.6%、「受けたことはない」が 50.6%、「無回答」が 27.0%であった。

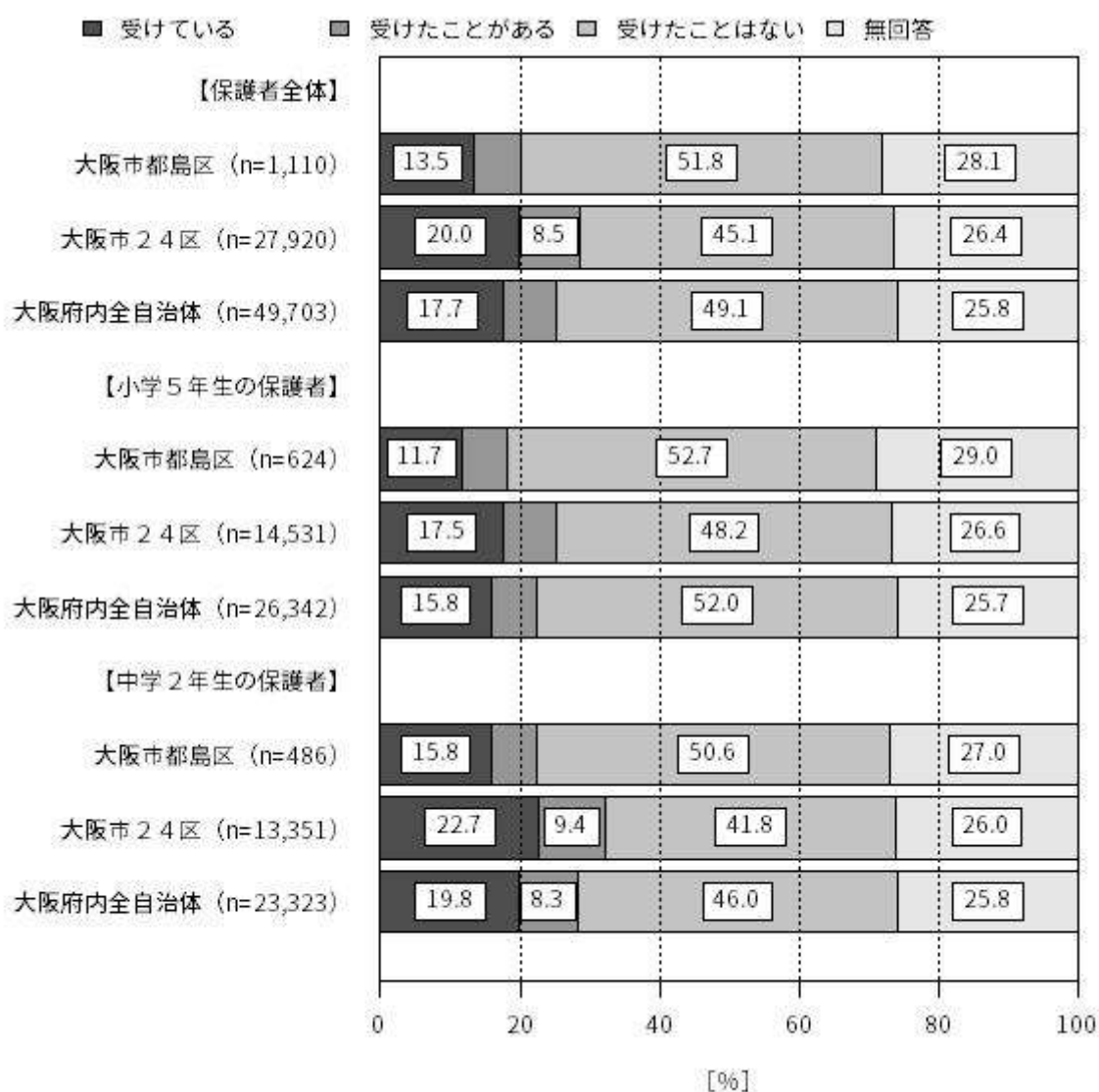


図 14. 就学援助費

保護者-30-3-3. 児童扶養手当

(3) ③ 児童扶養手当（あてはまる番号 1 つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「受けている」が 10.0%、「受けたことがある」が 2.1%、「受けたことはない」が 58.1%、「無回答」が 29.8%であった。

小学 5 年生の保護者では、「受けている」が 10.1%、「受けたことがある」が 1.8%、「受けたことはない」が 58.3%、「無回答」が 29.8%であった。

中学 2 年生の保護者では、「受けている」が 9.9%、「受けたことがある」が 2.5%、「受けたことはない」が 57.8%、「無回答」が 29.8%であった。

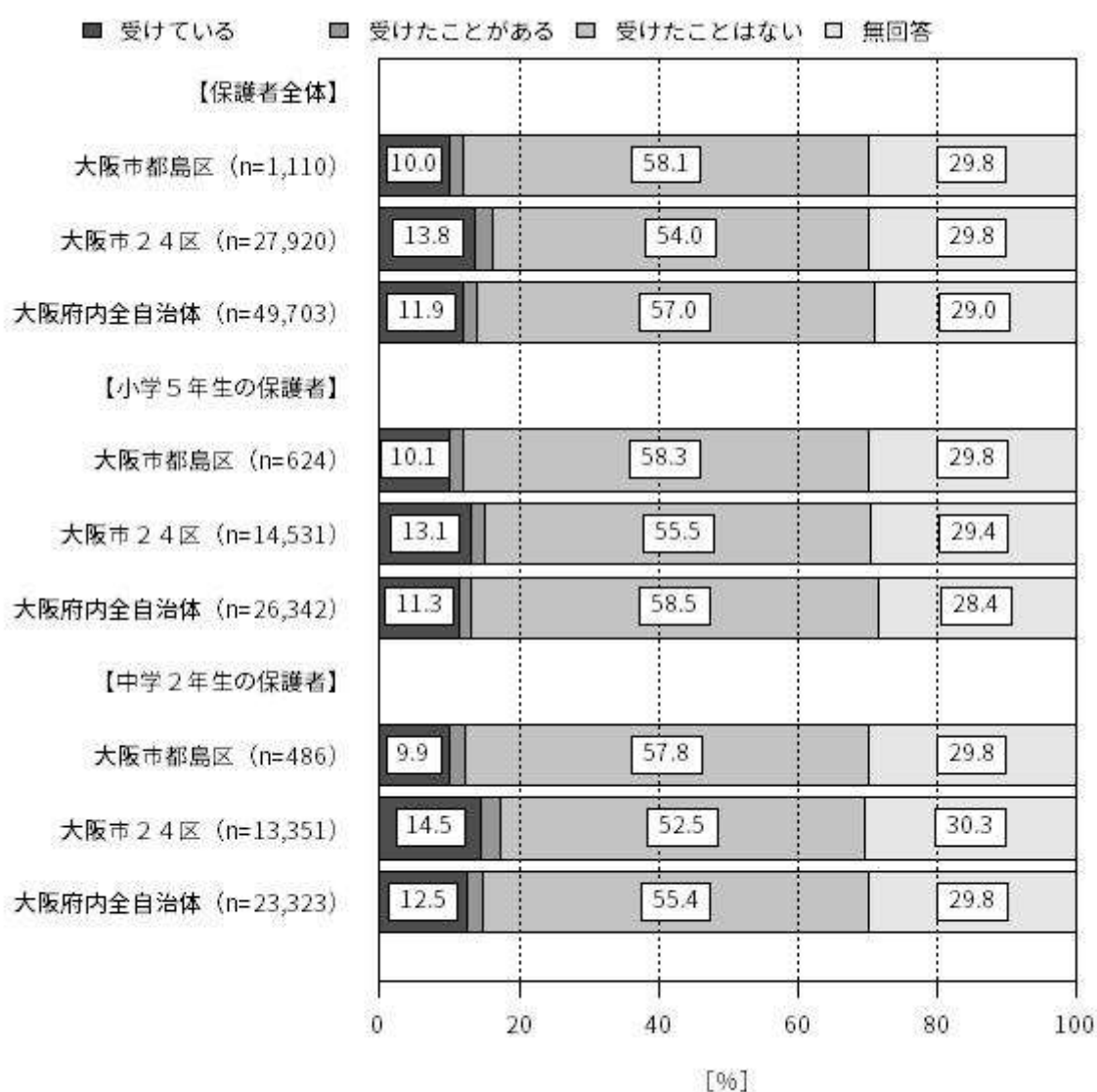


図 15. 児童扶養手当

保護者-30-3-3. 児童扶養手当（ひとり親世帯）

(3) ③ 児童扶養手当（あてはまる番号 1 つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者（ひとり親）では、「受けている」が 40.7%、「受けたことがある」が 5.0%、「受けたことはない」が 32.2%、「無回答」が 22.1%であった。

小学 5 年生の保護者（ひとり親）では、「受けている」が 41.3%、「受けたことがある」が 2.9%、「受けたことはない」が 32.7%、「無回答」が 23.1%であった。

中学 2 年生の保護者（ひとり親）では、「受けている」が 40.0%、「受けたことがある」が 7.4%、「受けたことはない」が 31.6%、「無回答」が 21.1%であった。

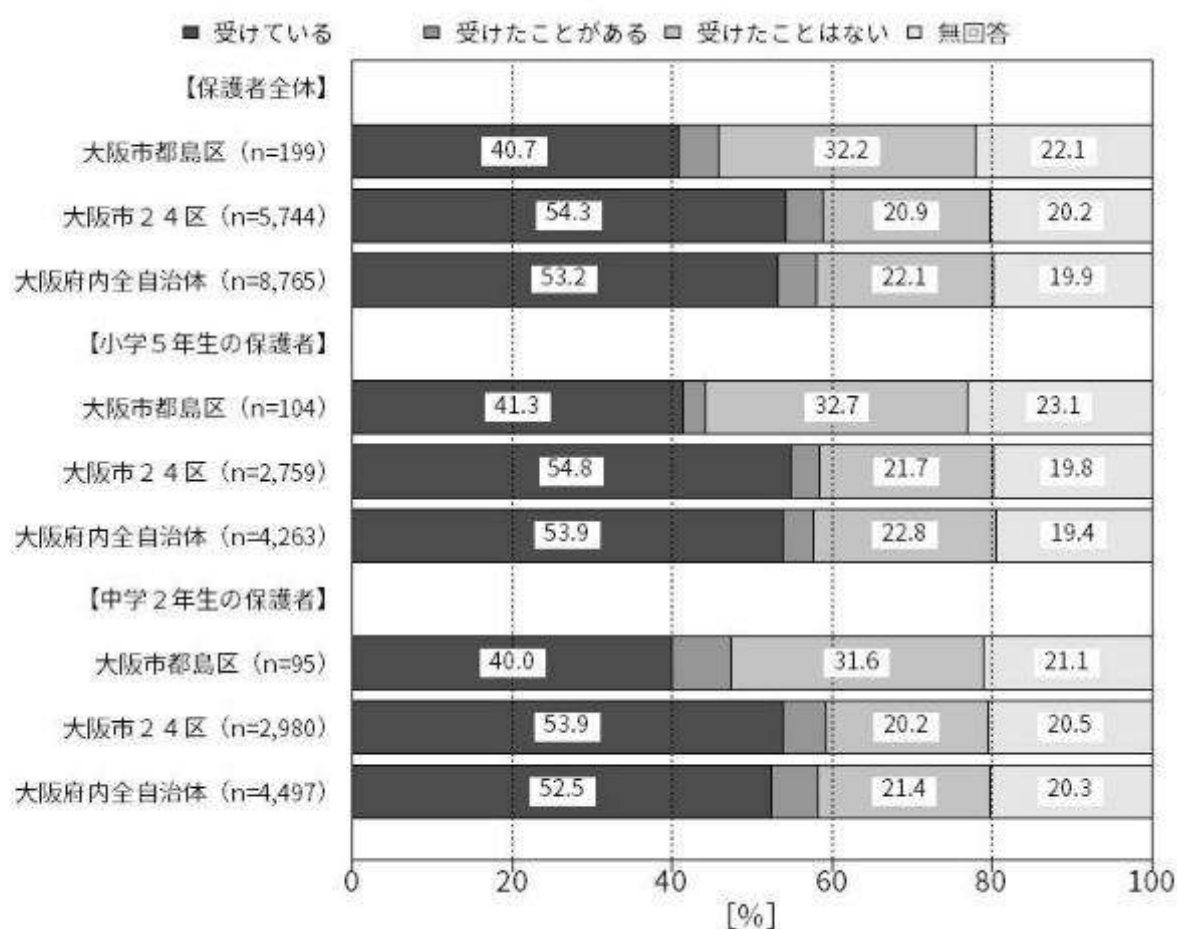


図 16. 児童扶養手当（ひとり親世帯）

保護者-30-3-3. 児童扶養手当（母子世帯）

(3) ③ 児童扶養手当（あてはまる番号 1 つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者（母子世帯）では、「受けている」が 42.4%、「受けたことがある」が 5.6%、「受けたことはない」が 31.6%、「無回答」が 20.3%であった。

小学 5 年生の保護者（母子世帯）では、「受けている」が 45.6%、「受けたことがある」が 3.3%、「受けたことはない」が 30.0%、「無回答」が 21.1%であった。

中学 2 年生の保護者（母子世帯）では、「受けている」が 39.1%、「受けたことがある」が 8.0%、「受けたことはない」が 33.3%、「無回答」が 19.5%であった。

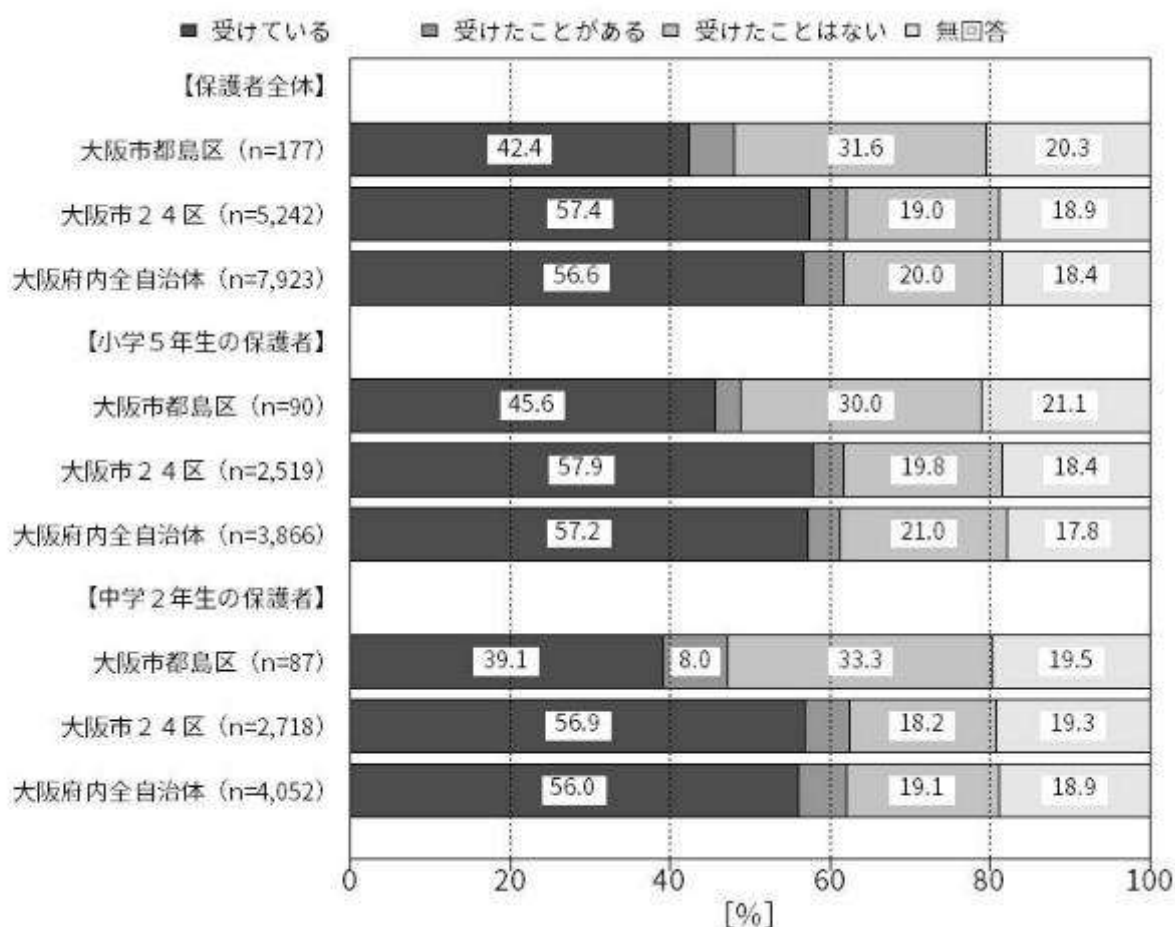


図 17. 児童扶養手当（母子世帯）

保護者-30-3-3. 児童扶養手当（父子世帯）

(3) ③ 児童扶養手当（あてはまる番号 1 つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「受けている」が 27.3%、「受けたことがある」が該当なし、「受けたことはない」が 36.4%、「無回答」が 36.4%であった。

小学 5 年生の保護者では、「受けている」が 14.3%、「受けたことがある」が該当なし、「受けたことはない」が 50.0%、「無回答」が 35.7%であった。

中学 2 年生の保護者では、「受けている」が 50.0%、「受けたことがある」が該当なし、「受けたことはない」が 12.5%、「無回答」が 37.5%であった。

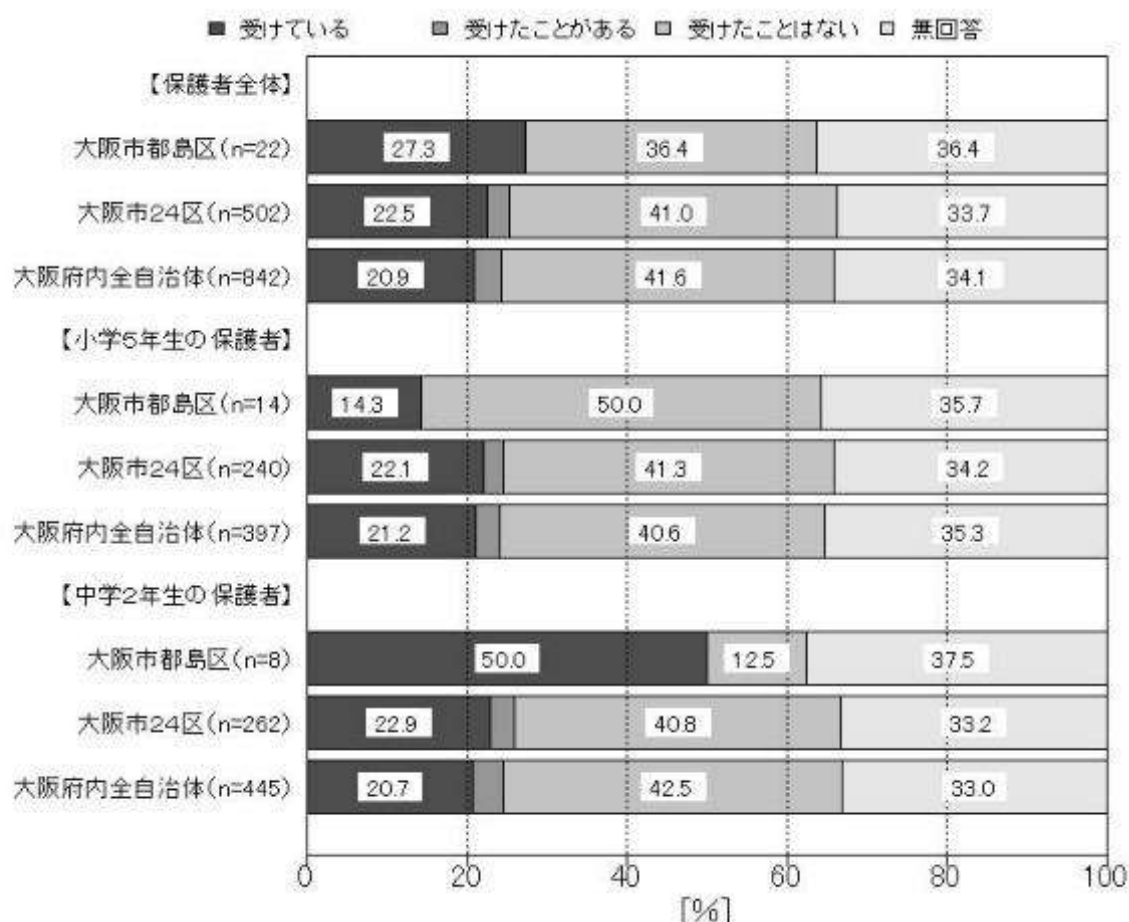


図 18. 児童扶養手当（父子世帯）

保護者-30-3-4. 障がいや難病の手当

(3) ④ 障がいや難病の手当（あてはまる番号 1 つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「受けている」が 2.3%、「受けたことがある」が 0.5%、「受けたことはない」が 64.1%、「無回答」が 33.1%であった。

小学 5 年生の保護者では、「受けている」が 2.6%、「受けたことがある」が 0.6%、「受けたことはない」が 63.8%、「無回答」が 33.0%であった。

中学 2 年生の保護者では、「受けている」が 1.9%、「受けたことがある」が 0.4%、「受けたことはない」が 64.6%、「無回答」が 33.1%であった。

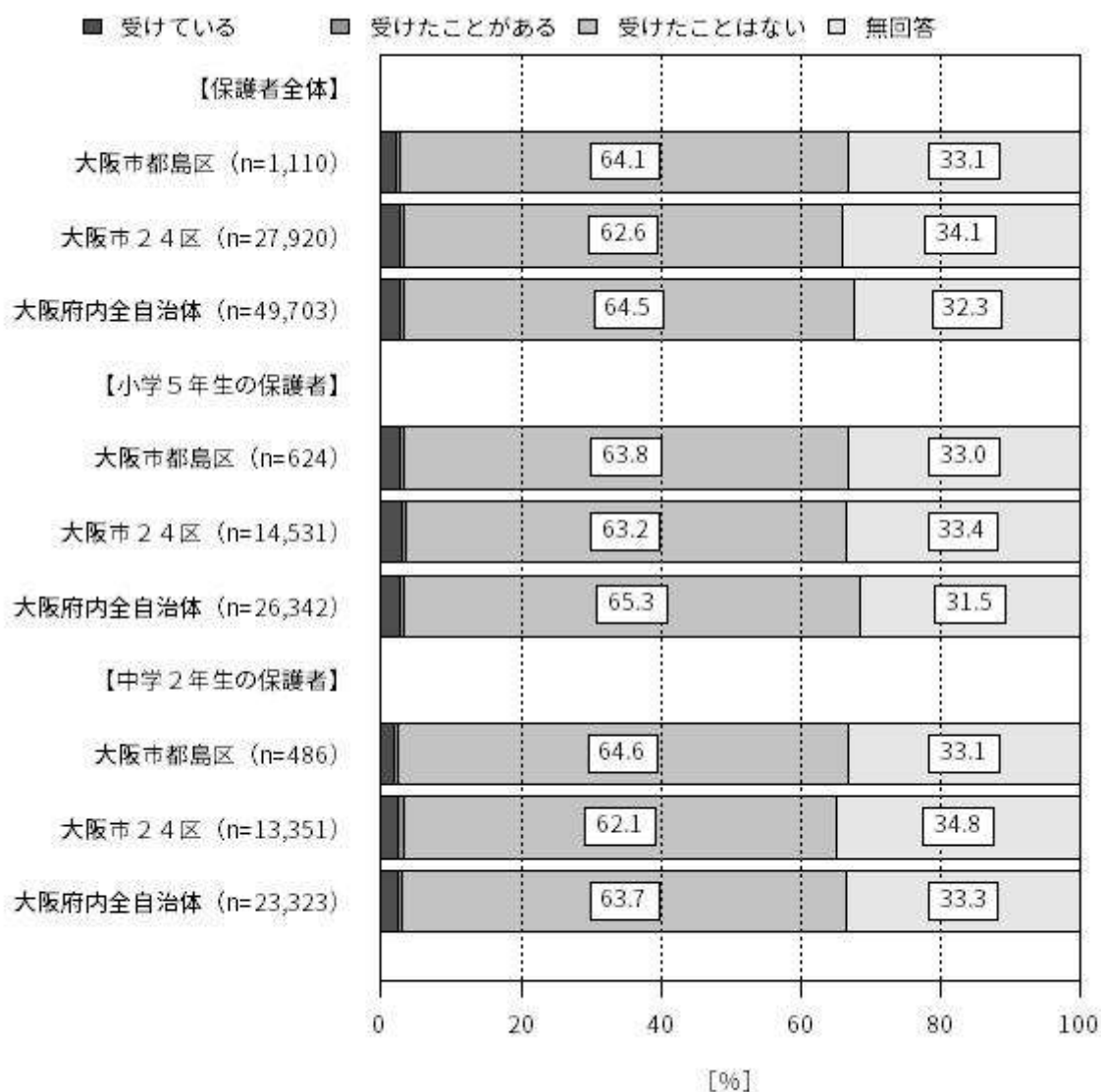


図 19. 障がいや難病の手当

保護者-30-3-5. 生活保護

(3) ⑤ 生活保護（あてはまる番号 1 つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「受けている」が 1.7%、「受けたことがある」が 0.5%、「受けたことはない」が 65.1%、「無回答」が 32.7%であった。

小学 5 年生の保護者では、「受けている」が 1.0%、「受けたことがある」が 0.3%、「受けたことはない」が 65.4%、「無回答」が 33.3%であった。

中学 2 年生の保護者では、「受けている」が 2.7%、「受けたことがある」が 0.6%、「受けたことはない」が 64.8%、「無回答」が 31.9%であった。

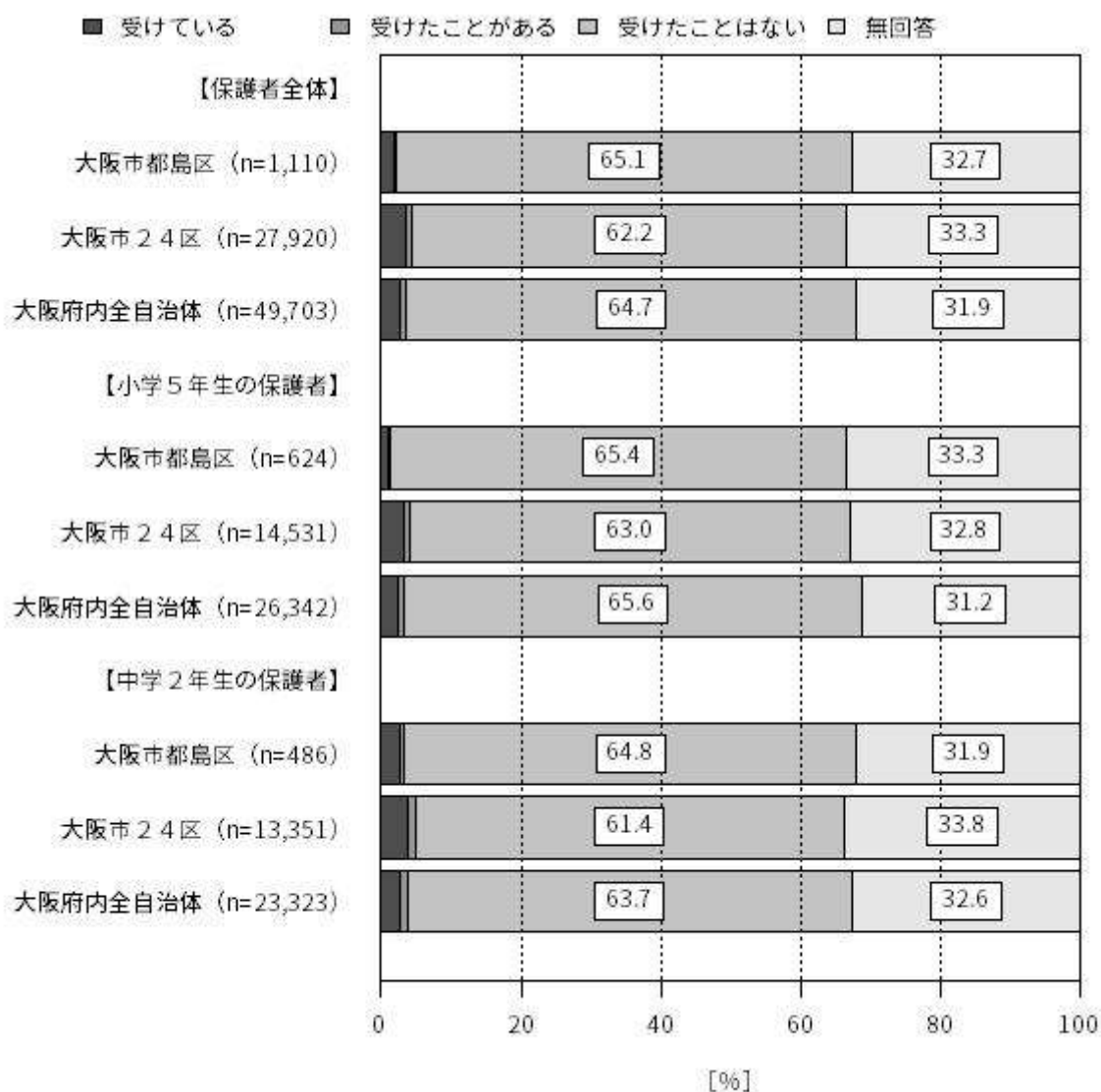


図 20. 生活保護

保護者-30-3-6. 公的年金（老齢年金）

(3) ⑥ 公的年金（老齢年金）（あてはまる番号 1 つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「受けている」が 1.9%、「受けたことがある」が 0.1%、「受けたことはない」が 64.5%、「無回答」が 33.5%であった。

小学 5 年生の保護者では、「受けている」が 1.6%、「受けたことがある」が該当なし、「受けたことはない」が 64.4%、「無回答」が 34.0%であった。

中学 2 年生の保護者では、「受けている」が 2.3%、「受けたことがある」が 0.2%、「受けたことはない」が 64.6%、「無回答」が 32.9%であった。

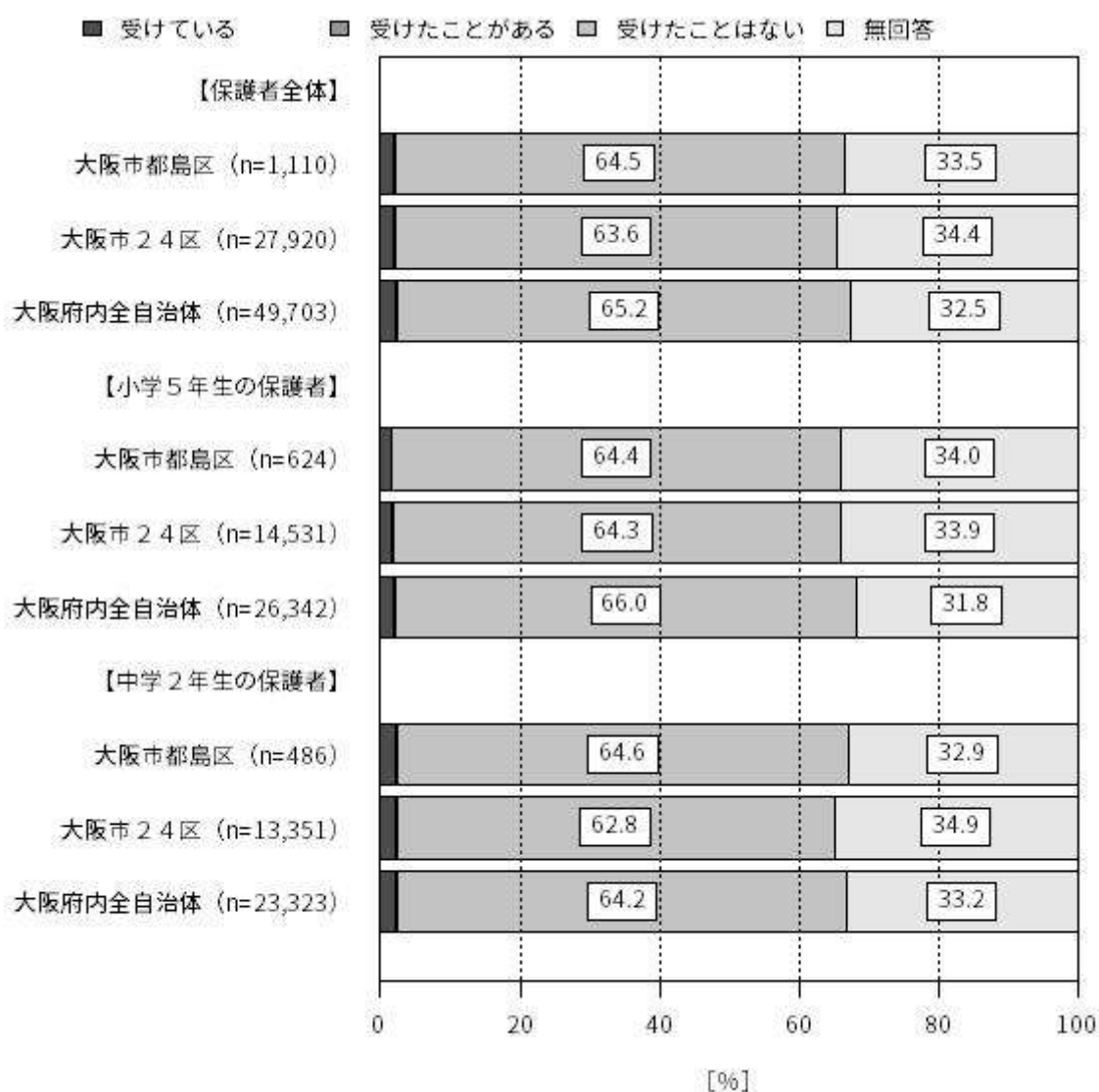


図 21. 公的年金（老齢年金）

保護者-30-3-7. 公的年金（遺族年金、障がい年金）

(3) ⑦ 公的年金（遺族年金、障がい年金）（あてはまる番号 1 つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「受けている」が 2.6%、「受けたことがある」が 0.2%、「受けたことはない」が 63.7%、「無回答」が 33.5%であった。

小学 5 年生の保護者では、「受けている」が 2.1%、「受けたことがある」が該当なし、「受けたことはない」が 64.1%、「無回答」が 33.8%であった。

中学 2 年生の保護者では、「受けている」が 3.3%、「受けたことがある」が 0.4%、「受けたことはない」が 63.2%、「無回答」が 33.1%であった。

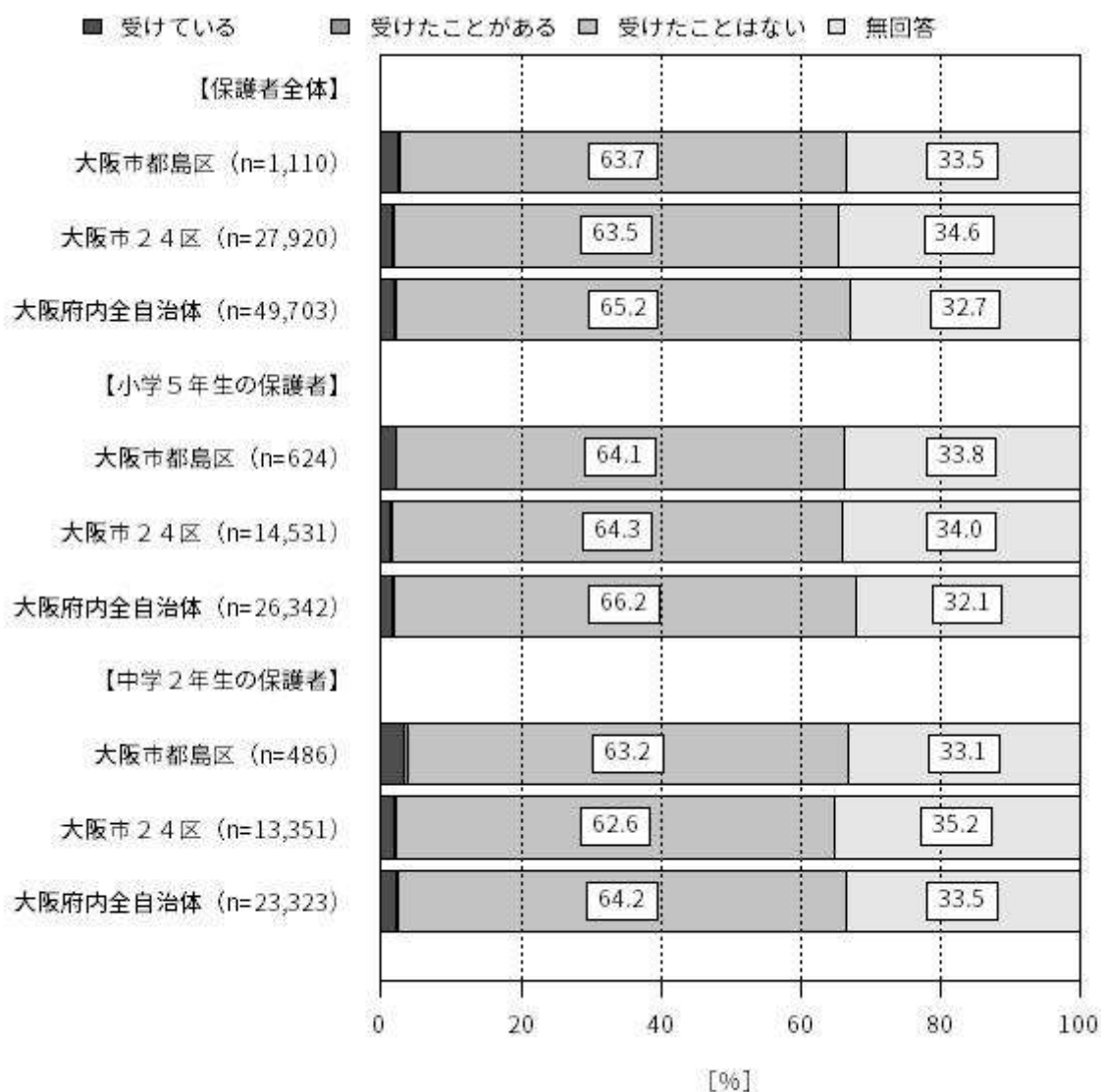


図 22. 公的年金（遺族年金、障がい年金）

保護者-30-3-8. 雇用保険（失業保険）

(3) ⑧ 雇用保険（失業保険）（あてはまる番号 1 つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「受けている」が 0.5%、「受けたことがある」が 13.0%、「受けたことはない」が 52.9%、「無回答」が 33.6%であった。

小学 5 年生の保護者では、「受けている」が 0.3%、「受けたことがある」が 12.3%、「受けたことはない」が 53.5%、「無回答」が 33.8%であった。

中学 2 年生の保護者では、「受けている」が 0.8%、「受けたことがある」が 13.8%、「受けたことはない」が 52.1%、「無回答」が 33.3%であった。

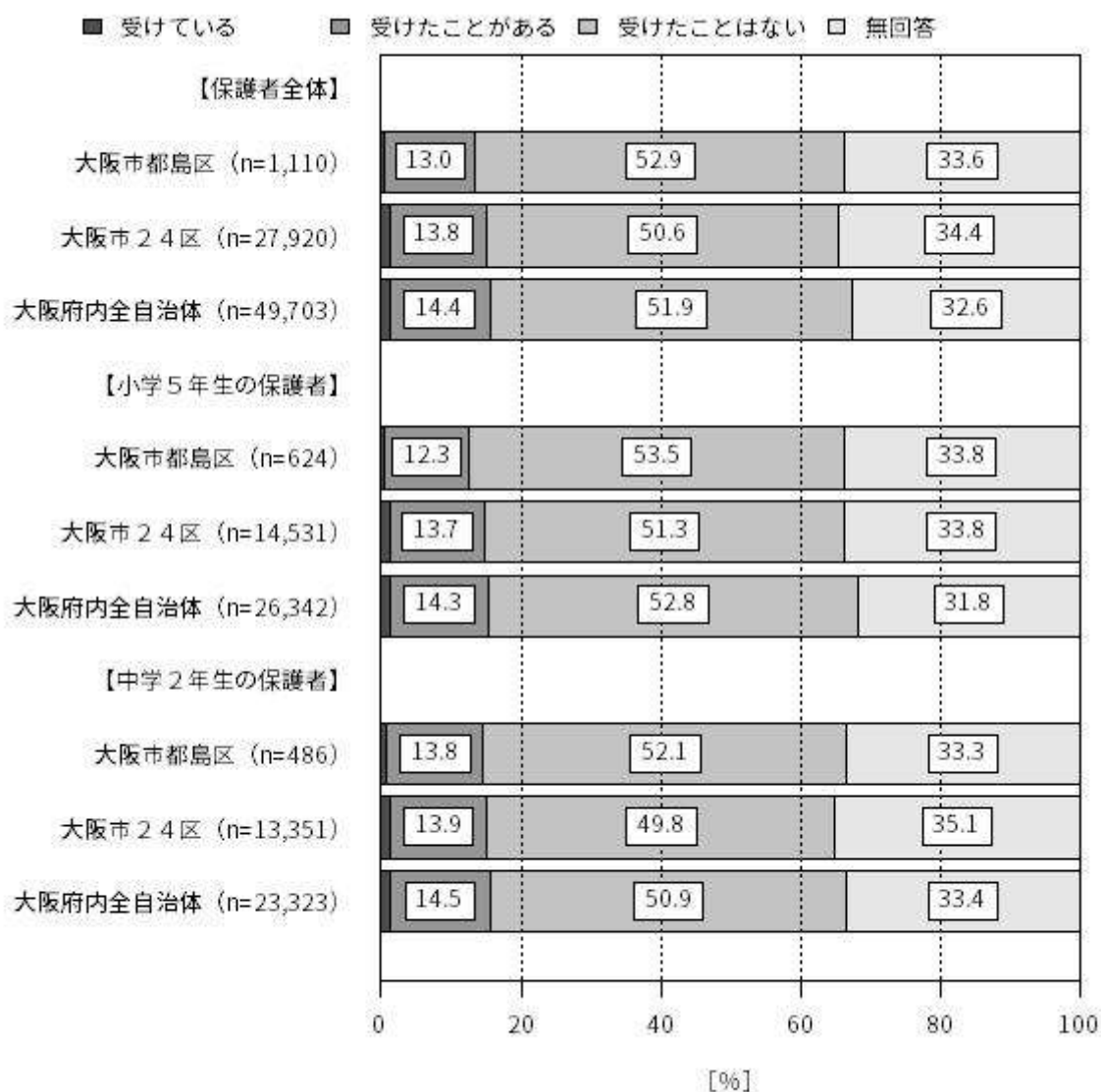


図 23. 雇用保険（失業保険）

保護者-30-3-9. 養育費

(3) ⑨ 養育費（あてはまる番号1つに○をつけてください）

大阪市都島区の保護者全体では、「受けている」が1.0%、「受けたことがある」が1.8%、「受けたことはない」が63.3%、「無回答」が33.9%であった。

小学5年生の保護者では、「受けている」が0.8%、「受けたことがある」が1.1%、「受けたことはない」が63.9%、「無回答」が34.1%であった。

中学2年生の保護者では、「受けている」が1.2%、「受けたことがある」が2.7%、「受けたことはない」が62.6%、「無回答」が33.5%であった。

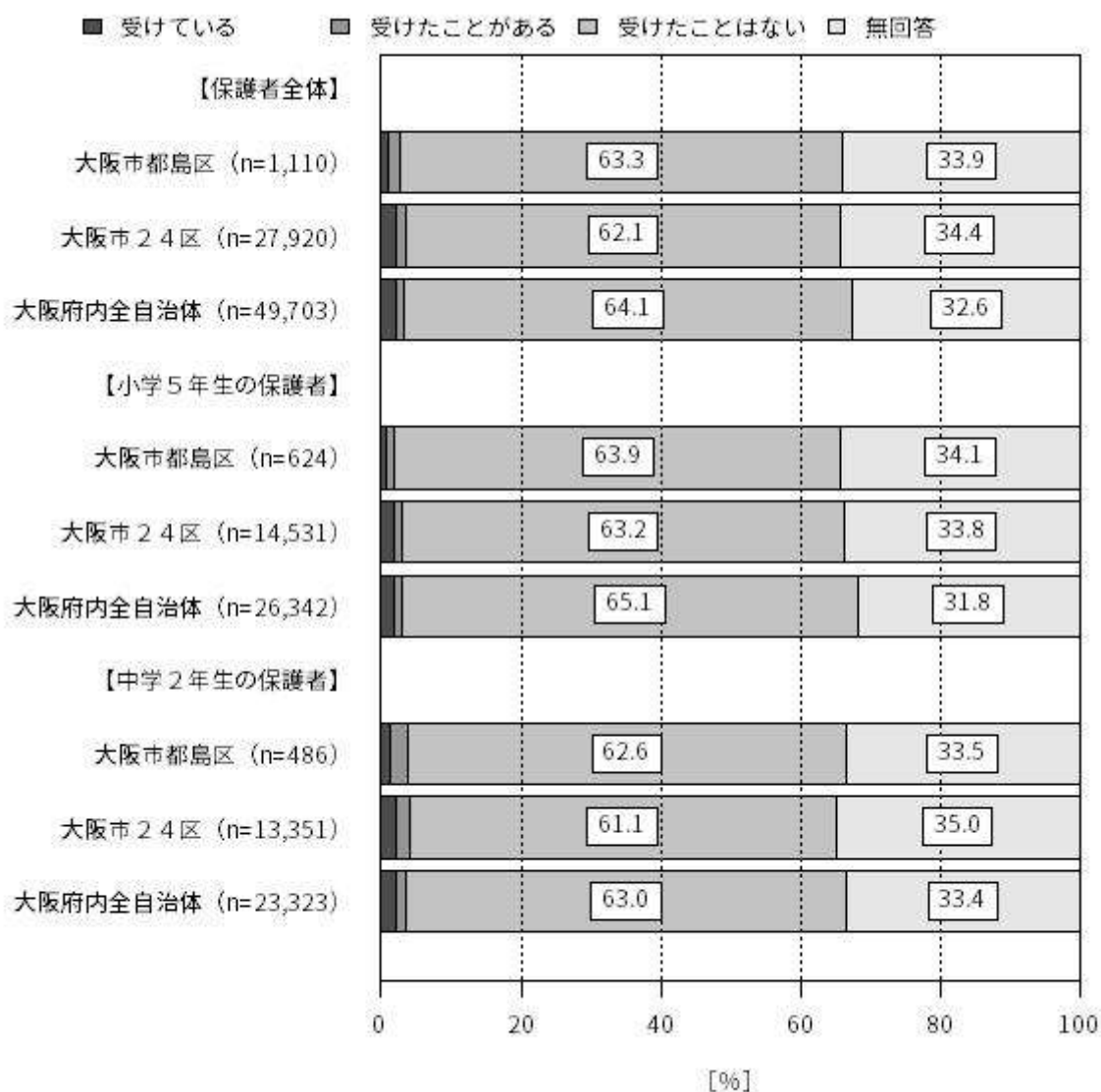


図 24. 養育費